

J+C グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌
ECONOMIC
JOURNAL

平成 26 年 1 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行
2 月号 (No.241)

FEBRUARY
2014
No.241

2

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>

SPECIAL REPORT

2014年の中国 経済産業展望

LOCAL VOICE: 夢がかなう場所、昆山市

中国ビジネスQ&A: 習近平体制発足後の中国における商業賄賂対策

TOPICS: 中国水ビジネス市場参入に向けて



表紙写真：開業間もない高速鉄道、杭州東駅待合室にて。今号では、2014年の中国経済産業展望の特集をお届けする。
(2013年7月中島俊輔撮影)

1 巻頭言

「馬倒成功」、新しき年に、両国経済の更なる飛躍と関係改善を願う

■小林栄三 日中経済協会副会長、伊藤忠商事株式会社取締役会長

SPECIAL REPORT

2014年の中国経済産業展望

- 2 改革推進に舵切る習近平政権—既得権益切り込み鍵に
■北原基彦 公益社団法人日本経済研究センター中国研究室長兼主任研究員
- 6 中国鉄鋼業の構造改革の行方
—注目される過剰生産能力解消に向けた対応とその影響
■伊藤 仁 一般社団法人日本鉄鋼連盟国際協力・調査本部海外調査グループ上席参事
- 10 中国鉄道改革の現況と展望
■大沼富昭 日中鉄道友好推進協議会理事・事務局長
- 13 中国電子産業におけるスマート化と標準化の攻防
—スマートフォン市場を中心に
■近藤信一 岩手県立大学総合政策学部講師
- 18 2013年度海外直接投資アンケート調査結果からみた
我が国製造業の有望事業展開先国評価
■阿由葉真司 株式会社国際協力銀行業務企画室調査課課長

22 CHINA TREND CHECK

8項規定の行方

■高見澤 学 日中経済協会北京事務所副所長

26 TOPICS

中国水ビジネス市場参入に向けて

「2013中国水博覧会：中国国際膜・水処理技術装備博覧会」に参加

■日中経済協会事業開発部

28 LOCAL VOICE

夢がかなう場所、昆山市

■中国江蘇省昆山市商務局

30 中国ビジネス Q&A

習近平体制発足後の中国における商業賄賂対策

■趙雪巍 金誠同達法律事務所シニアパートナー・中国律師

32 情報クリップ

第13回中国大学生「走近日企・感受日本」訪日団の受入れ協力 ほか

JCNDA NEWS

2013年12月の日中東北開発協会の活動から

「馬到成功」、新しき年に、 両国経済の更なる飛躍と 関係改善を願う



日中経済協会副会長
伊藤忠商事株式会社取締役会長
小林栄三

当

社の中国ビジネスの歴史は古く、1906年に上海に駐在員を派遣してまいりました。中華人民共和国成立後には、「国交が回復すれば、中国は必ず重要な市場になる」という判断のもと、進出のための様々な準備を進め、日中国交正常化の半年前の72年3月、大手総合商社としては初めて、国務院の正式批准を得て日中貿易に復帰を果たしました。その後も、79年の北京駐在員事務所開設、92年に上海現地法人の設立、93年の傘型企業の許認可取得、2005年の多国籍企業「地域本部」の認可取得など、常に市場に先鞭をつけながら、中国市場における地歩を着々と築き上げてまいりました。

昨年12月、次世代の担い手である大学生の日本訪問・交流を通じ、日中間の相互理解を深め、将来にわたる友好関係と相互理解の増進に資する事を目的とした中国大学生の日本招聘事業「走近日企・感受日本」で来日した学生の一行30余名を、当社にお迎えし、商社機能や当社の中国戦略に就いてのレクチャー、社員有志との懇親会などを通じ、交流を深めました。私も、短時間ではございましたが、訪れた学生たちと直接対話をする交流の時間を持ちました。大学生からは、世界経済・

会社経営・当社の特色等、幅広いテーマについて、活発かつ率直な質問が英語や日本語で述べられました。その様子を見て、改めて中国の将来に大きな期待感を抱きました。

中国においては、昨年12月に行われた「中央経済工作会议」で、市場の活力を引き出し、構造調整を加速する方針が示され、経済発展の質と効率を高めるため「経済の合理的な成長」を目指すことも強調されました。このような政策のもと、中国経済は世界経済の重要な牽引役として引き続き貢献するものと、確信しております。また日中両国の経済が、今後さらに補完し合いながらより高いレベルでの協力関係の在り方を発見し、それを実現してゆく中で、順調に拡大を続けて欲しいと思います。

本年、2014年は午年です。中国では午年には「馬到成功」という、速やかなる勝利・成功を祈る四字成句を用いて、前途を祝します。14年は、この言葉のごとく日中両国経済がさらなる飛躍を遂げる事を祈念すると同時に、日中国交正常化後40余年の間に両国が構築してきた堅固なるパートナーシップをベースに、関係改善に向かう年になることを心から期待致します。

SPECIAL REPORT

2014年の中国経済産業展望

昨年末に、中国では「3中全会」および「中央経済工作会議」が開催され、今後の経済運営の方針が明らかになった。本スペシャルレポートは、改革深化を主とする中国の経済運営方針とそもとの鉄鋼、鉄道、電子産業の現状を分析すると共に、海外直接投資アンケートでの日本製造業の中国評価を論考する。

③

中全会では、「開放によって改革を推進する」など久々に対外開放拡大の姿勢が示された。12月の中央経済工作会議でも強調されているのは、①過剰生産能力の解消、②地方債務の解消とコントロールなど、2014年単年の経済運営でも改革の推進に力点が置かれている。しかし、政策の実施段階で地方政府や国有企業といった既得権益層の強い反発を招くような手法をとれば、政権基盤の不安定化というリスクも背負いかねないことも事実である。

3中全会では、大会終了日の12日に「決定」のコミュニケ（公報）が国営新華社通信を通じて発表され、3日後の15日に「決定」の全文と、習近平総書記の「決定」の提案説明が同じく公表された。中央委員会全体会議の決議の提案説明が公表されるのは、今回が初めてであると説明されている。また19日の『人民日報』は、「改革の旗を高々と掲げ、かそち」と題する記事を掲載し、決議

改革推進に舵切る習近平政権 — 既得権益切り込み鍵に

中国共産党第18期第3回全体会議（3中全会）は2013年11月9～12日まで北京にて開催された。会議では、習近平政権の今後の政策方針をまとめた「改革の全面的深化における若干の重大問題に関する決定」（以下「決定」）が採択された。経済面では市場機能の強化、国有企業の改革、農民への財産権の付与など改革色の強い方針が打ち出された。本稿は、市場機能の強化、経済格差の是正などの具体的な改革の内容について、「決定」に沿って分析しつつ今後の政権の運営について論じたものである。

北原基彦 公益社団法人日本経済研究センター中国研究室長兼主任研究員

治、文化、社会、生態文明（環境）、党建設の6つの柱について、いずれも「改革を深化する」との方針を打ち出し、2020年までに重要な領域で決定的な成果を上げるとの決意表明を盛り込んだ。具体的には第2～7章が経済、第8～10章が政治、第11章が文化、第12～13章が社会、第14章が環境、第16章が党建設となっている。「改革」とはいつもほとんど内容に見るべきものはない、とまで評される政治や文化などとは対照的に、経済は様々な改革の方向性が示されている。

市場の役割は「決定的」

中でも市場機能の強化が打ち出されている点が目を引く。具体的に、第3章の冒頭で「市場に資源配分の決定的機能を果たさせる」として、市場の機能を位置づけし直した。提案説明ではこの変更について、「社会主義市場経済の建設後20年が経過しているがなお完

全とは言えず、少なからぬ問題が存在している」としたうえで、その問題点として①市場秩序が混乱し（不規範）、正当でない手段で経済利益を得るものが相対的に多い、②生産要素市場の発展が遅れ、要素のムダと需要が満たせない状況が併存している、③市場規則の不統一により部門や地方の保護主義が幅を利かせている、④市場競争が不十分で淘汰メカニズムと構造調整が進まない」と挙げている。従来共産党は資源配分における市場の役割を「基礎的」なものにとどめ、一部は政府による調整の可能性を排除していなかった。今回これを「決定的」と改め、理論の面で市場優位をはっきりさせた。こうした一連の改革は「経済成長モデルの転換、政府機能の転換、腐敗の抑制に役立つ」と説明されている。

事実2000年代中盤以降、経済学者の間では高度成長の一方で深刻化する中国の構造問題、すなわち、①国民の貧富格差の拡大、②環境問題の悪化、③貿易摩擦や通貨問題を招く対外不均衡、④投資主導のマクロ経済体質の温存、⑤特定業種の生産能力過剰とサービス産業の立ち遅れが併存する産業構造の未転換—などの背景に、資本（金利や為替）、土地、労働力、資源・エネルギーといった生産要素価格の

第1表 3中全会「決定」の構成

章	内容(詳細)
1	全面的な改革深化の重大意義と指導思想 6つの「囲繞」(～をめぐって)。(1)経済(2)政治(3)文化(4)社会(5)生態文明(環境)(6)党建設制度をめぐっての改革の深化。2020年までに重要領域、キーリンクで決定的成果
2	基本的経済制度の堅持と改善 所有権保護制度の改善。混合所有制経済の積極発展。国有企業の現代企業制度への転換。非公営経済の健康的発展への支持
3	現代市場体系の加速的改善 公開開放透明な市場ルール。市場が価格を決定するメカニズム。都市農村統一の用地市場。金融市場体系。R&D 体制改革
4	政府機能の加速的転換 科学的マクロコントロール。行政執行体制。政府組織の優良化
5	税制財政改革 中央と地方の予算管理制度。税収制度。権限と財政責任が見合う制度の確立
6	都市農村の一体化発展 新しい農業経営体系。農民により多くの財産権の付与。都市農村の要素の平等交換と公共資源の均衡配置。都市化メカニズム
7	開放型経済新体制の構築 対外開放による改革促進。投資参加条件の緩和。自由貿易区の建設。内陸辺境開発
8	社会主義民主制度の建設強化
9	法治中国の建設 司法体制の改革。独立公正な判決権、検察権行使の確保、司法権力運用メカニズムの健全化
10	権力運用の制約監督体系の強化 反腐败体制メカニズムの創出と制度的保障の強化
11	文化体制メカニズム創出の推進
12	社会事業改革創出の促進 教育改革、就業創業メカニズムの健全化、合理的な分配メカニズムの形成、公正・持続可能な社会保障制度の建設、医療体制改革
13	社会ガバナンス体制の創出 社会矛盾を予防解消する有効なメカニズムの設立。国家安全委員会設立
14	生態文明制度建設の促進
15	国防と軍隊の改革深化
16	改革深化に対する党の指導の強化改善 党中央に全面深化改革小組を設立

(出所) 公式メディアから筆者作成

ゆがみが存在するとの指摘が強い。例えば資本では政府規制の結果、中国の国内金利は経済成長率に比べて低く抑えられ、特に国有企業は安いコストで資金の調達ができる。その結果、官民企業の競争力に格差が生まれ、民間企業の参入が阻害されたりする。また、土地では地方政府により収容された農地が開発用地に転換される過程で生まれる収益が、耕作者である農民にはほとんど還元されず、都市住民と農民の所得格差の大きな原因となっている。胡錦濤政権もこれらの構造問題の解決に取り組んだが、個別対応にとどまる嫌いがあった。市場の役割は「基礎的か決定的か」といった議論は奇妙に見えるが、中国の政治体制において

理論面での原則固めは、以後の政策推進の大掛かりな布石としての意味合いが強いと改めて指摘されよう。市場機能の強化に関連して、「国有企業の改革」(第2章第6～7節)、「要素市場の自由化」(第3章第9～11節)、「土地制度改革」(第6章の一部)などの方針が打ち出された。市場機能の強化に伴う「政府機能の転換と税制財政改革」(第4～5章)にも多くが割かれた。いくつかの項目について詳しく見ると、国有企業改革では現在の国有資産管理体制の改善の一環として、国有企業を投資会社に改組し、経営範囲を限定する方針が示された。国有資本が支配する自然独占的な業種では、「行政と企業との分離、行政と資本の分離、特許経営

などの改革を実施、異なる業種の特徴に応じ上下分離や競争的な業務の開放を行う」としている。李克強首相は13年3月の就任直後から企業設立にかかわる行政の許認可権の削減を進めているが、「決定」にも「非公有経済の参入を阻む不合理な規定や見えない障壁を除去する」(第8節)方針が盛り込まれた。

土地制度改革にも足掛かり

要素市場については、全体として「商品や要素の自由流通と平等交換を実現する」とうたった。その上で、資源・エネルギーについては市場に価格決定権を委ね、水・石油・天然ガス、電力、交通電気通信などの領域の価格改革を実施することを示した。土地では、都市農村統一の建設用地市場を確立する。具体的には、農村部の村有建設用地の譲渡・リースなどを認めることが示された。金融市場システムでは、①民間資本による中小銀行設立許可など銀行業の規制緩和、②元レート決定メカニズムの市場化推進、③銀行金利の自由化などが掲げられている。金利については12年に預金、貸出ともに公定の基準金利に対する銀行の裁量による浮動の余地が広がられたのに次いで、13年7月には貸出金利が自由化された。今後預金保護制度の整備を進めつつ預金金利の自由化や、預金率規制なども緩和されていく可能性が高いと指摘されている。土地制度では「農民により多くの財産権を付与する」とされている(第21節)。具体的には①農民の村有資産(村有地を想定)に対する占有、処分、入質、相続権の付与、②農民の住宅(基地)の利益権付与と住宅財産権の譲渡・入質の試行などが内容となっている。目的は農民の資産所得の増加を通じた都市住民との間の経済格差の是正にある。

第2表 中央経済工作会議の主な内容

項目	内容
基調	穩中求進、改革創新（「改革」を強調）
経済発展	経済発展の質と効率性が向上しかつ後遺症をもたらさない速度を実現
マクロ政策	「積極的財政政策」「穩健的金融政策」の継続 ①資金使用効率の引き上げ②「營改増」③直接融資の比率引き上げ④金利の市場化と元レート決定メカニズム改革など
主要任務	①食糧の安全を保障
	②産業構造調整 過剰生産力の解消。中央の決定の完全実施、市場原理に基づく淘汰
	③債務リスクの防止 地方政府の債務の解消とコントロール。予算管理の強化
	④地域開発
	⑤社会保障と民生の改善 大学生の就職と構造調整に伴う余剰人員対策
	⑥対外開放レベル向上 大型プラントの輸出促進。FTA 交渉、投資協定の加速。安定・透明・公平な投資環境の確立

(出所) 公式メディアから筆者作成

最後に対外開放の位置づけを見ると、第7章の冒頭で「開放をもつて改革を促す」方針を示した。中国では00年に入ってから外資に対する過剰な優遇（超国民待遇）を問題視する意見が強まり、優遇制度が縮小されるとともに、政府による外資選別姿勢も強まった。これに対し「決定」は、「金融、教育、医療、文化などサービス領域の秩序ある開放」、「保育・介護、建築設計、会計監査、商業・貿易・物流、ネットビジネスなどの分野の外資参入条件の緩和をうたった。また13年9月に正式設置が決まった「上海自由貿易区」も固有名詞をあげてその推進を強調している。「参入前の国民待遇、ネガティブリスト方式採用」（第9節）による中国市場への参入促進を強

調した。中身に変化はあるものの、90年代のような外資利用論の趣きもある。過剰生産能力と地方債務の処理柱にこうした中で12月10～13日に14年の経済運営方針を決める中央経済工作会議が開催された。その内容を第2表に示した。アイキャッチは「穩中求進、改革創新」で前年の「穩中求進、開拓創新」と比べると、後段で改革色を強めた印象である。マクロ政策については、「積極的な財政政策」と「穩健（中立）な金融政策」の基調に変化はない。引き続き安定成長への軟着陸を目指すことになろう。ただ主要任務として挙げられた6項目の中のうち、産業構造調整の項では、

「断固として生産能力の過剰を解消し、中央のこの問題に対する戦略的な任務設定を100%執行せよ」、「市場競争を通じて淘汰メカニズムを実現せよ」など、地方政府に強く構造調整を迫っている。民生改善の項でも「大卒者の就職」と並んで、「産業構造調整に伴う失業者への再就業工作」の推進を関係部に求め、構造調整を先送りしないようくぎをさした。また地方政府の債務問題についても重要任務のひとつとして取り上げ、「債務リスクのコントロールと低減を経済工作の重要任務と位置付けよ」と、積極的な対応を求めた。生産能力過剰や地方政府の債務は、いずれも08年末から実行に移された総額4兆元の総合景気対策によってもたらされた副産物であり、習近平政権としては前政権から残された課題の解決に早期に目鼻をつけ、自らが3中全会で示した方針の実行に舵を切りたといった思惑もみえる。成長目標については今後政権内部で議論されるが、中央経済工作会議では「経済の質や効率性を向上させつつ、しかも副作用を起こさない経済速度を実現する」としている。構造調整を進める場合、成長率の一次的低下も容認する必要もある。事実、李克強首相は10月に開いた中華総工会の会場で、「就

業確保の観点から中国の経済成長は7・2%で十分である」由の発言をした。一方で、目標の引き下げには根強い反対論も強いときれ、含みのある表現になったと推定される。14年1月にまとまる13年（同年第4四半期）のGDP成長率の動向とあわせて目標論議が展開されることになる。

既得権層の抵抗に懸念

最後に、3中全会の「決定」と今後の政権の運営について触れたい。「決定」において、経済面では多くの改革方針が打ち出されたが、実現の可能性となると必ずしも楽観できない。抵抗勢力は国有企業、それにつらなる中央官庁、地方政府の3つである。優遇条件を享受してきた国有企業と許認可権限を維持してきた中央官庁は、「国有企業改革と市場参入の障壁除去」に抵抗するだろうし、「土地市場の改革や農民への財産権の付与」は土地財政を続けてきた地方政府が反対しそである。「決定」では、第2章の冒頭で公有制経済について、「動揺することなく公有制経済を固め発展させ、・・・国有経済の活力、支配力、影響力を不断に増強させる」と述べており、以下に述べられる民營経済発展の文言と明らかに矛盾する内容を含む。また国有企業の経

第3表 中央国有企業経営収支の推移

項目	2013 (予算)	2012	2011	2010
1 ※兼併重組専項資金	379.88	89.38	80.00	
2 国有経済・産業結構調整支出		111.00	491.66	179.50
3 ※改革脱困補助支出		301.70	23.12	121.96
4 具有国家戦略意義の重大項目支出	336.12			
5 産業昇級・発展支出	176.76			
6 ※重大技術創新項目支出		110.00	35.00	32.00
7 ※重大節能減排項目支出		84.00	35.00	30.00
8 ※安全生産保障能力建設支出		10.18	9.55	
9 新興産業発展支出		35.93	26.09	
10 ※境外投資支出	67.90	96.00	23.18	22.41
11 ※対外経済技術合作支出		20.00		
12 地震災後恢復重建資金				9.32
13 ※財務管理信息化試点支出		0.00		
14 財務管理能力評価	5.00			
15 困難企業職工補助支出	20.00			
16 ※社会保障支出		4.39	5.42	4.70
17 国有股減持収入補充社保基金支出	11.34	17.21	0.51	127.10
18 調入公共財政予算	65.00	50.00	40.00	10.00
19 預留資金	21.11	0.00	0.00	5.00
	1083.11	929.79	769.53	541.99

(注) ※は項目先頭に「中央企業」が付く。注記のないものは決算ベース
(出所) 中国財務部の公表資料をもとに筆者作成

営分野として、「国家安全や国民生活の命脈を握る重要な業種や鍵となる領域」(第2章第6節)があげられている。いずれも拡大解釈すれば、「国有企業の焼け太り」が可能な文言である。

国有企業改革は細部にもこだわる必要がある。「決定」は予算制度の中にある「国有企業経営収支」の運用改善を掲げる一方、20年までに国有企業の配当を30%に引き上げる(現在は約10%)方針を示している。第3表によると

年の決算で中央国有企業(国家資産管理監督委員会傘下百数十社を中心とする中央政府所有の企業)の配当金総額は929億元で、このうち「中央企業改革脱困支出」(301億元)、「国有経済・産業結構調整支出」(111億元)の多くは欠損企業の赤字補てんとされる(大則経済研究所『国有企業の性質、表現与改革』)。R&Dのサポートと思われる「中央企業重大技術創新項目支出」(110億元)、「新興産業発展支出」

(35億元)も、受取先は中央国有企業であり、私営企業を始めほかの所有制の企業は枠外に置かれている。こうした内部移転は異なる所有制間の企業競争をゆがめている可能性は大きい。一方、一般財源への繰り入れは13年(予算)では65億元(6%)、12年では50億元(5.3%)などと少なく、年金財政を支援する中央社会保険基金への繰入金も09年を除いてわずかである。国有企業の利益共同体といった構造が温存されたままでは、いくら国への配当を増やしても政策目標の達成はおぼつかない。

「決定」は、今後の改革の方式についてトップダウン方式(頂層設計)とボトムアップ方式(摸着石頭过河)の「結合」を掲げている(第4節)。具体的な政策運営が前者に傾けば改革は急進的、後者に傾けば漸進的なものになる。急進路線をとった場合は既得権益層の抵抗は強く、政治的なリスクは一時的に高まる懸念は強まるが、そこで抵抗を排除できれば政策目標である構造改革の達成を通じて安定的な社会経済情勢という大きな果実を得ることができる。一方漸進路線をとった場合、抵抗勢力の反発は小さいが、高度経済成長が見込めない中では、80年代当時の改革で見られたような新制度があつたという間に旧制度を凌ぐといった事態を

想定しにくい。最終的な成果の見通しも不透明である。3番目のコースとして何らかの原因で急進・漸進路線ともに行き詰まり、对症下药的な政策運営に押し戻された場合は、格差拡大や環境の悪化など社会的な不安定が急拡大し、大きなリスクを抱え込みかねない。

習近平政権のトップを形成する中央政治局常務委員7人の顔ぶれは、前の胡錦濤政権時代に選任された人物であり、自らのカラーを完全に打ち出せる人事体制にはなっていない。第一期の5年は改革の方針を掲げつつ、実際は安全運転を心がけることになろう。

「決定」は改革推進の司令塔として、党内に「中央深化改革領導小組」を設立する方針を示している。「中央外事領導小組(外交)」「中央財經領導小組(経済)」と同様、トップ7の1人が責任者に就任すると見られ、13年末には習総書記自らがその長に就任することが発表された。中国共産党の政権運営の歴史は総書記交代から(14、16、18など偶数期)1年後の3中全会で包括的な方針を打ち出し、その翌年の4中全会でその中の最大の政策課題について具体的な方向性を示すのが通例である。今後「決定」に盛り込まれた方針のうち、どれを、どのような形で肉付けするかをめぐって議論が交わされることになる。

中

国政府は《鉄鋼産業発展政策（2005年7月）》公布後も、数々の構造改革促進策を提示、その柱の一つである老朽設備淘汰による過去5年間（08～12年）の能力削減量は、鉄鉄で1億1700万吨減、製鋼で7800万吨減に達したと宣言。

しかし、政府主導によって全国規模で展開されたインフラ・住宅建設向け投資拡大が、各地方に民営中小を含む新設ミルの勃興を招来し、鉄鋼生産能力は削減量を遥かに上回る規模で増強された。13年（見込み）の粗鋼生産は05年（3億5000万吨）比2倍強、4億3000万吨増の7億8000万吨と驚異的な発展を遂げ、世界粗鋼生産の約半分を中国が占めるに至っている。

鉄鋼業の粗放型成長と生産増強は過剰生産能力問題を二層深刻化させ、需給ギャップの拡大による過当競争、市況軟化、業績悪化、産業集中度の低下、輸出シフト等をもたらし、加えて資源浪費・環境汚染の悪化など負の影響も年を追う毎に拡大している。

新政権発足後の中央政府は地方政
府に対し、過剰生産能力解消と大気汚染改善に向け、老朽設備淘汰促進

中国鉄鋼業の構造改革の行方

—注目される過剰生産能力解消に向けた対応とその影響

中国における2013年の粗鋼生産は7億8000万吨を見込み、世界粗鋼生産の約半分を中国が占めるに至っている。鉄鋼業の過剰生産能力解消は喫緊の問題であり、中央政府は相次いで政策方針を打ち出した。本稿は、中国鉄鋼業の現状および過剰能力への政府対処方針内容を解説し、今後予想されるビジネス等への影響を含む注目すべき点にも触れながら、中国鉄鋼業の今後の動きを分析したものである。

伊藤 仁 一般社団法人日本鉄鋼連盟国際協力・調査本部海外調査グループ上席参事

ミル選別・管理強化、構造改革への業績評価重視と社会への情報公開制度の導入など、これまでにない強い姿勢で臨む方針を示している。

その一端を物語る興味深い記事が昨年12月上旬の中華社電として、概略が次のとおり掲載された。「習近平総書記は12月9日、北京中南海で開催された河北省党委幹部からの教育実践活動報告聴取後の重要講話の中で、河北省は鉄鋼等の過剰生産能力の解消と大気汚染の改善に向けた最大限の取組み強化に尽くすべく、いかなる圧力・抵抗をも押ししのけ、一歩ずつ前進し、その目的達成まで決して改革の歩みを止めるなと強調した」。さらに、業界関係者によると、習近平総書記は7、9月の二度にわたり、自ら河北省を訪問。鉄鋼業等エネルギーを多く消費し、環境負荷の大きい業種がもたらす大気汚染の深刻な現状に対し、厳しい警告と改善要求を提示したとも言われている。

投資主導型の高度経済成長に牽引された生産拡大

中国鉄鋼業では、05年7月に初めて施行された国家の《鉄鋼産業発展政策》や《鉄鋼産業参入条件》等の

構造改革促進策の方針（総量抑制、ミル集約と高度化、競争力強化、省エネ・環境保全など）に基づき、①ミニ高炉（容積400立方メートル未満）およびミニ製鋼炉（30トン未満の転炉・電炉）などの老朽設備淘汰、②容積1000立方メートル未満の高炉および120トン未満の転炉・電炉の建設制限、③大型の高炉（容積3000立方メートル以上）および製鋼炉（転炉・電炉200トン以上）等の沿海部・港湾立地型プロジェクト（首鋼曹妃甸、鞍鋼营口、武鋼防城港、宝鋼湛江）の推進を進めている。

一方、鉄鋼生産は公共投資・設備投資など、投資主導型の高度経済成長（過去9年（05～13年）の固定資産投資平均伸び率・25%増、GDP年平均成長率・10%増）に牽引される形で、年々急拡大を辿り、粗鋼生産ベースで見ると、05年（3億5000万吨）から13年へ2倍強、4億3000万吨増と驚異的な成長を遂げている（第1図参照）。特に、生産能力面においては、08年の4兆元規模の大型景気テコ入れによって、インフラ・住宅建設向け鋼材需要が大きく喚起され、各地方で建設用鋼材を主体とした民営

SPECIAL REPORT
2014年の中国経済産業展望

中小を含む新興ミルが勃興したことに加え、既存の国有ミルでも、『鉄鋼産業参入条件』に沿って傘下中小ミルの老朽生産ラインを廃棄する一方で、高炉容積の拡張や生産ラインの増設などに注力した結果、鉄鋼生産能力は、政府が宣言した老朽設備による能力削減量(08～12年・銑鉄1億1700万トン減、製鋼7800万トン減)を遥かに上回るペースで増強された。

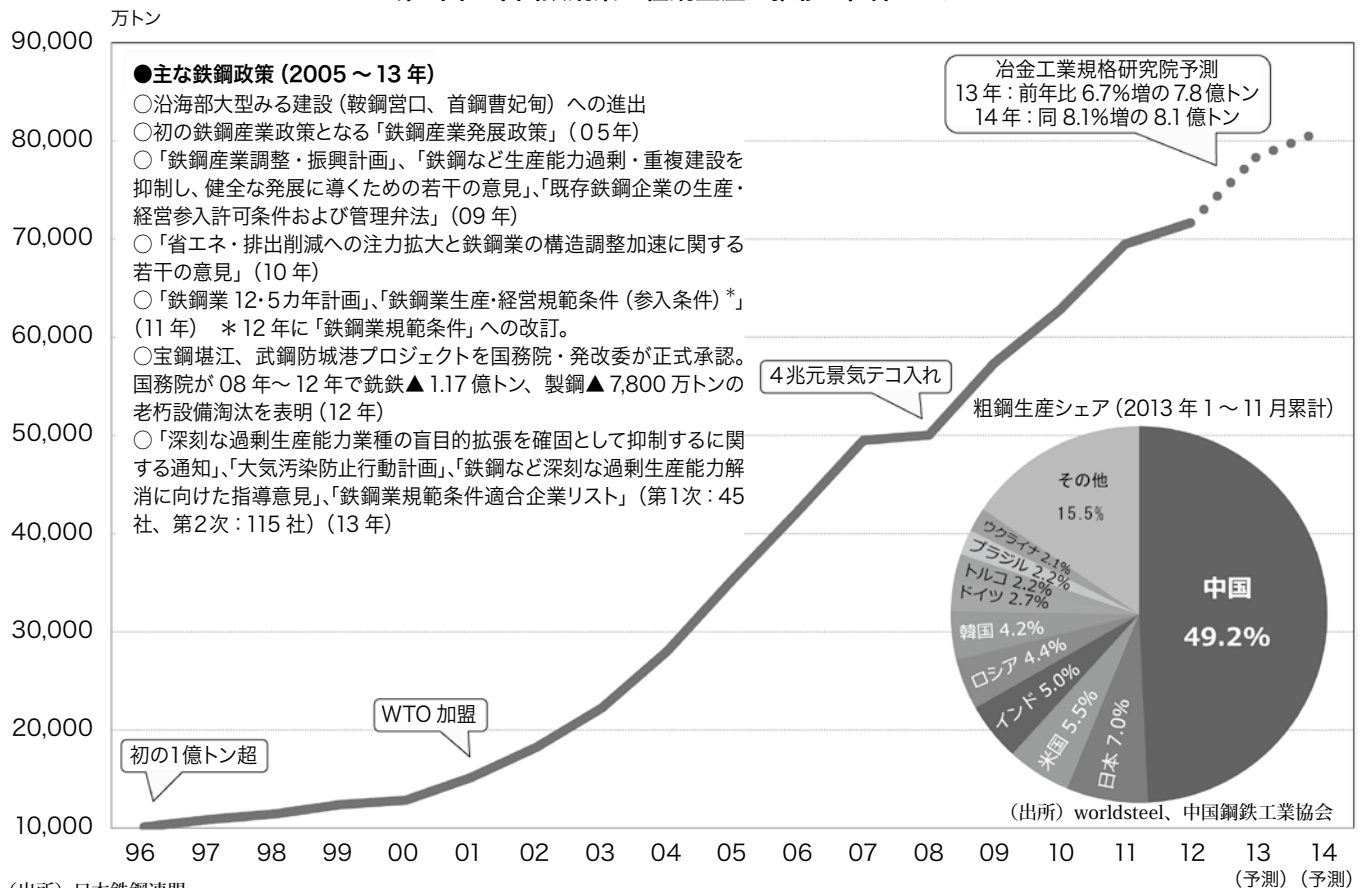
このような数年の能力拡張を通じて、大方の予測では、粗鋼ベースで生産能力は約10億トン近く(13年末時点)に達したとみられているが、一方で政府(国家発展改革委員会)は「05年以降の建設プロジェクトによる粗鋼生産能力(3億5700万トン)のうち79%(約2億8000万トン超)が国家批准を得ていない」と指摘している。「こうした違法建設プロジェクトは事実上、懲罰の対象とならず、放任され続けた結果、過剰生産能力の形成に一段と拍車を掛けた」と言及した。また、中国鋼鉄工業協会(以下、CISA)も「中国の鉄鋼ミル数は、製鉄ミル770社、製鋼ミル550社、圧延ミル3000、4000社に及ぶ(CISAメー

カー会員数・183社)。13年末時点で新規増設の高炉が20基余り、製鋼能力の増加幅は12年末比50%減ながら約2500万トンの増強が見込まれている」とし、鉄鋼業の旨目的成長・能力拡張が依然として続く実態を明らかにしている。

「抑制」から「解消」へ

昨年3月に始動した新政権は、鉄鋼業が抱える過剰生産能力の負の影響(価格軟化の持続、企業業績の悪化、進まぬ産業集中度、輸出シフト拡大、進捗しない技術革新、省エネ対策の遅延と環境汚染の深刻化など)を看過出来ない問題と捉えており、過剰生産能力に対する政策方針を従前の「抑制」から「解消」へと調整し、『深刻な過剰生産能力業種の盲目的拡張を確固として抑制することに関する通知』、『大気汚染防止行動計画』、『過剰生産能力解消に向けた指導意見』、『鉄鋼業参入条件適合ミルリスト(1次・2次)』等を相次いで公布するなど、これまでにない強い姿勢を示している。特に、各地方政府に対し、通報・批判等を含む全責任を負わせる形で、第1表に示した指示を下している。鉄鋼行政の執行機関である工業・情報化部

第1図 中国鉄鋼業の粗鋼生産の推移と世界シェア



の高官は「鉄鋼業の構造改革はまず最大の鉄鋼生産省である河北省（12年粗鋼生産…1億8000万トン）、山東省（3位…5957万トン）で重点的に実施し、江蘇省（2位…7420万トン）、遼寧省（4位…5177万トン）、山西省（5位…3950万トン）、江西省（6位…2141万トン）など他の地域にも展開していきたい」と表明した。

ビジネス等への影響および展望

こうした中央政府による鉄鋼業の過剰生産能力解消に向けた指示内容について、今後予想されるビジネス等への影響を含む注目すべき点を簡単に触れておきたい。

（1）市場からの撤退促進

情報公開による監視強化、投資優遇措置の禁止、移転ミルへの財政支援、ミル選別・管理強化など中央政府の方針は評価できるが、一方で、地方政府にとって地元ミルを市場から撤退させることは雇用・税収・成長を支える基幹産業を失う死活問題である。例えば、4000万トン減という最大の削減量を割り当てられた唐山市は高炉144基、ミル数約60社、鉄鋼労働者数40万人を抱えて

おり、削減目標の実現には相当な困難が予想される。それを実現可能にするには、削減を担う地方政府が予算的裏付けのあるメカニズム（設備廃棄、産業転換、労働者再配分など）をいかに担保し、実効性ある措置を講じることができのかが鍵を握る。

（2）能力削減の実効性の確保

各地方政府に削減実施の責任を持たせ、その成果を評価に組み込むことで、従来の様な淘汰すればするほど能力が増えるという現象（リプレーンによる新增設を事実上容認）が無くなり、需給ギャップの拡大に歯止めが掛かると想定される。しかし、一方で高度化推進のため必要性のある建設プロジェクトは今後も認可されることから、各地方が争って高度化に走る恐れもある。結果として、設備プロセスの高度化は進展しても、新たな過剰生産能力の問題が起きてくる可能性も考えられる。

（3）足元の過剰生産能力への評価

CISAは設備稼働率70～75%を「中度」、70%未満を「深刻」な能力過剰と認識している。中央政府は足元の稼働率を72%という、いつ70%を割り込んでもおかしくない「危険水域」にあるとし、業界に警告を発している。各ミルでは「能力削減

を回避してやり続けても儲からない」↓「債務累積」↓「再投資が困難」という悪循環から脱出できないという状況に追い込まれている。民営を含む中小ミルは景気変動に敏感に反応して操業率を比較的柔軟にコントロールできるが、地方国有ミルは定期検修による一時的な生産調整に止まるところも多い。地方国有ミルが、これを支えてきた地方政府とともに、能力削減・リストラ・事業再構築にどこまで本腰を入れて取り組めるか大きな焦点となろう。

（4）外資規制緩和の検討、保税制度の改定、海外投資の奨励

外資企業による現地法人の株式保有上限引き上げ（現行制度…経営権を有する50%以上は認めず）など外資規制緩和や保税制度の改定を通じて国内ミルの活性化・高度化を図る、海外の鉄鋼業への投資を奨励し、能力の海外移転を目指すとしているが、①外資と組める、保税地区向けハイエンド鋼材を供給できる、海外投資ができるなどといった条件を備えた中国ミルは限られる。②仮に、今後多くの中国ミルが外資とのJVV推進、保税地区向け参入、海外拠点構築に殺到した場合、内外市場の混乱を招く恐れも想定される。

（5）今後の注目点

新政権は三中全会、中央経済工作会议において、鉄鋼業の過剰生産能力解消に向けた構造改革を重点的に進める方針を打ち出し、地方政府へ指示するための具体的な実施プランを国家発展改革委員会、工業・情報化部が策定に当たっている。また、すでに重点削減地域に指定された河北省唐山市では一部ミニミルへの電力供給制限、ミニ高炉等の廃棄計画書、大気汚染改善のための環境対策強化策を提示するなど相応の動きも伝えられる。昨年暮れに、北京より唐山に入った現地業界関係者は「唐山ミル周辺では、市外ナンバー車に対し、警戒感を示すなど大幅な能力削減の執行を控えてか、ピリピリとした緊張感に包まれていた」との様子を語った。しかし、唐山市関係者が指摘した「鉄鋼業の大胆な能力削減とリストラの実現にはなお大きな困難がある」というのが大方の現場感覚ではないだろうか。昨年末に構造改革の司令塔となる《全面改革指導小組》のトップに就任した習近平総書記の指導体制の下、地方政府が果たしてその要求に確りと応えていくことができるのかどうか、今後の動向を注視していきたい。

第1表 《過剰生産能力解消に向けた指導意見》、《大気汚染防止行動計画》等による鉄鋼業への指示要綱

① 現状認識—操業率低下・業績低迷の中、依然進む建設プロジェクト
<ul style="list-style-type: none"> i. 鉄鋼業の設備稼働率は世界平均を下回る72%に低下、収益低迷が続き企業経営を圧迫 ii. 鉄鋼業は依然、計画段階を含めた建設プロジェクトが進捗中で、その中には少なからず違法案件も存在するなど、過剰生産能力を更に深刻化
② 対処方針—老朽設備淘汰の促進、能力拡張の抑止、ミル選別と管理強化、高度化と海外進出
<ul style="list-style-type: none"> i. 老朽設備淘汰による能力削減目標 <ul style="list-style-type: none"> ・12・5カ年計画(11～15年)製鉄・製鋼夫々▲4,800万トンを削減⇒1年前倒し(14年迄)達成⇒15年迄にさらに夫々▲1,500万トンの追加削減を指示(12・5カ年計画期の削減総量⇒製鉄・製鋼夫々▲6,300万トン) ・13・5カ年計画(16～20年)老朽設備淘汰を継続実施⇒▲8,000万トン以上削減目指す(製鉄・製鋼内訳は不明)⇒うち▲6,000万トンを河北省に提示⇒うち▲4,000万トンを唐山市へ割当 ・全国生産の4分の1を占める河北省ほか江蘇省・山東省・遼寧省・山西省・江西省の能力削減を重点的に進める(12年粗鋼生産(7億1,654万トン)に占める6省合計(4億2,694万トン)シェア:59.6%) ii. 能力拡張の抑止 <ul style="list-style-type: none"> ・広東湛江(宝钢)、広西自治区防城港(武鋼)など国家プロジェクトをはじめ必要性が認められる計画段階を含む進捗中の建設プロジェクトでは、新たに増強される生産能力と同量もしくはそれ以上の既存能力の削減を原則実施し、新規能力増を抑止。 ・新規生産能力に見合う、もしくはそれ以上の削減に対応できる既存能力を有していない場合を想定し、政府は生産能力指標の取引制度の検討に着手。 iii. 環境・資源エネルギー面の規制強化による老朽生産設備の市場からの撤退促進 <ul style="list-style-type: none"> ・北京・天津・河北省など大気汚染悪化地域のエネルギー消費・汚染物質排出基準引上げ、基準未達ミルへの改善要求、違法ミルの公開、差別的・懲罰的電力・水料金の設定、基準遵守に従わないミルへの生産制限・停止及び閉鎖など行政処分の強化。 ・地方政府は、通報・批判等を含め全責任を負う形で、①地元ミルに対する融資・用地取得・資源分配・電力料金・納税など優遇措置を禁止、②必要性が認められた建設プロジェクト以外の新規案件のエネルギー・環境評価等含む申請は一切受理しない、③環境評価手続を経っていない違法建設プロジェクトの一切の建設中止、④完工プロジェクトのうちエネルギー消費・汚染物質排出基準未達の違法案件等は老朽生産能力として淘汰、⑤高効率・クリーン鉄鋼生産プロセス・技術の普及・導入の奨励などを実施し、その成果を地方政府の業績評価に組み入れ、違法行為には罰則強化を図るとともに、能力削減状況等に関する社会への情報公開制度を通じた監視強化を実施。 iv. 鉄鋼業参入条件に適合するミル選別と管理強化 <ul style="list-style-type: none"> ・中央政府は《鉄鋼業参入条件》に適合するミルとして、既公開の160社(第1次リスト:45社、第2次リスト:115社)に加え、①14年上半期に公開予定の第3次リストを含め約200社を選別、②非適合ミルへの環境・エネルギー基準、技術水準等の要求レベルへの引上げ指示・管理、③2年に一度の査察を実施し、同要求レベル未達のミルを適合リストから除外する、④非適合ミルへの差別的措置・淘汰リストへの組み入れなど行政管理・措置の強化(詳細不明)、⑤最終的には全生産の80～90%をカバーするミルをリスト化し、管理・監督を実効性あるものにするを企図。 v. 統合・再編、ハイエンド市場の開拓と国産化、保税制度の改定、外資規制緩和の検討、海外進出の奨励 <ul style="list-style-type: none"> ・統合・再編では、①既存立地から撤退するミルへの土地補償金の給付など政策支援の強化、②地域を跨ぐ再編・統合では優位性の高いミルが納税・雇用・効率的産業配置など主要課題の整理・合理化の主体となる、③民営ミルによる株式参入・経営権取得・資産買収等を通じた再編・統合の奨励。 ・ハイエンド市場の育成を通じた新たな内需開拓、鉄筋棒鋼・冷延電磁鋼板・造船用鋼板など品質標準引上げ、品質高度化・国産化推進への融資支援、高品位化適合ミル・生産ラインの公開等を実施。 ・中国内の保税地区における外資への優遇措置(加工貿易への税制優遇)を改訂し、国内ミルにも平等な条件で参入を促す。 ・外資企業の中国・現地法人への出資比率上限(現行制度:経営権を握る形での株式50%以上の保有を認めていない)の引上げを含む外資規制の緩和を検討。 ・優位性を備えたミルによる海外生産拠点の建設を奨励する。

SPECIAL REPORT

2014年の中国経済産業展望

中国鉄道改革の現況と展望

中国鉄道部は2013年3月に解体し、行政部門は交通運輸部に、現業部門は中国鉄路総公司(以下、「総公司」)に移行した。総公司は、旧鉄道部の組織を包括的に承継し鉄道事業を行うこととなったが、8月に発表された「鉄道投融資、鉄道整備推進に関する国務院の見解」により具体的な業務遂行の方向付けが行われた。鉄道部改革の経緯を含め、中国鉄道改革の現況と今後について展望する。

大沼富昭 日中鉄道友好推進協議会理事・事務局長

鉄道部改革の経緯と今後の動き

(1) 鉄道部改革の経緯と背景

中国鉄道部は、2013年3月の第12回全国人民代表大会(全人代)による国務院機構改革方案(国務院の国務院機構改革と職能転換案に関する審議の申請)により、行政部門は交通運輸部に移管し国家鉄路局となり、鉄道の運行管理部門は独立した中国鉄路総公司(100%国家資本)となり、鉄道部は解体されることとなった。

この鉄道部改革は、00年の国有企業改革によつて鉄道部関連企業・組織の分離が行われ、当時335万人を有していた職員を教育機関の分離(大学、小中高校等の移管)、関連企業(ゼネコン、車両工場、通信信号工場等)の独立化等により約87万人が鉄道部を離れて以来の大規模なものである。

組織全体の改革としては、「第10次五カ年計画」(01年から05年)に鉄道の上下分離(インフラ部分を有する施設保有会社と運営を行う会社の分離)が明記されたが、鉄道部は、政治的な影響力、資金面も含めた独立採算性による発言力により、国務院の機関でありながら独立した組織



中国高速鉄道 (CRH380A)

としてこの改革に対抗してきた。

しかし、劉志軍前部長の事案、盛光祖現部長の就任(現部長は元鉄道部副部長)、温州での列車事故(杭州・寧波線の在来線と高速鉄道の接続駅での信号システムのハードエラーと現業要員によるヒューマンエラーのダブルミスによる40人死亡の列車事故)、その後の事故処理の不手際により、共産党の旧トップの影響力を背景としていた鉄道部も習近平体制となり急転直下解体が決定された。

この改革により、鉄道関係者(直

接の職員は214万人)の動揺による騒動等を防ぎ国内の安定を図るために、部内組織を変更せず、国家鉄路局に移行した約2000人を除き、職員もそのまま総公司に採用され何らのトラブルもなく移行が行われた。

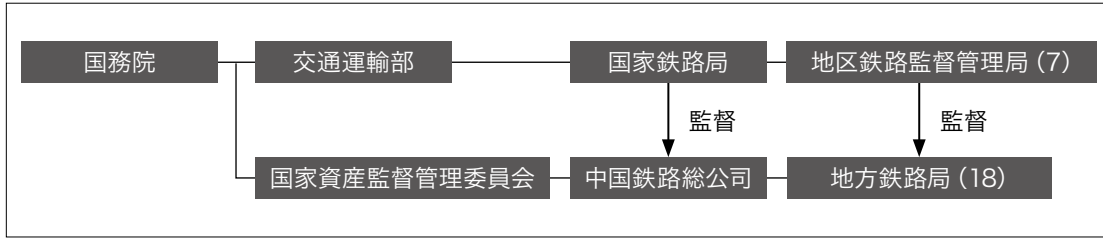
(2) 今後の動き

今後の動きとして、今回の改革は中国鉄道改革の第一弾として、中国鉄道部は国家鉄路局(日本の国土交通省鉄道局に相当)と総公司(日本の旧国鉄に相当)に移行したが、国家鉄路局の地方機関(地区鉄路監督管理局7カ所)に合わせた現業機関(現在18の鉄路局)を7カ所に再編、上下分離(投資会社、設備保有会社、運行管理会社への分離)、現業機関の民営化(日本のJR化)と要員の合理化等、かつて日本の国鉄がたどってきた民営化の道へと国務院のコントロール下で進行するものと考えられる。

一方では、総公司が国の機関としての鉄道部から独立した公司となり、鉄道事業や巨額の資金が動く鉄道建設により、巨大な利権構造がさらに生まれる可能性もある。

国務院は、8月に投融資等に関する意見書(鉄道投融資体制の改革、鉄道整備推進の加速化に関する国務院の意見)を発表した。これは、約

第1図 現行の組織体系



30兆円とも言われる旧鉄道部の鉄道負債（日本の国鉄も民営化前は約37兆円の負債を所有）の処理をにらんで、「第12次五カ年計画」に定められた整備計画目標を継続して実現

するために、総公司に対する財政的支援を行うものである。この意見書をもとに、上記も含めてドラスチックなさらなる鉄道改革が行われている。この意見書の概要は、以下のとおりである。



中国铁路总公司正門（旧鉄道部）

① 鉄道投融資体制の改革を推進し、様々な方法チャンネルで整備資金を調達する。

- ・ 新規の鉄道の類別（都市鉄道、近郊鉄道、支線鉄道等）ごとに、地方政府、社会資本に対し所有権、経営権の規制緩和を行い、社会資本の投資による整備を行う。
- ・ 鉄道発展基金を設立し、中央財政の投資を呼び水とし、一般法人の資金投入を誘導する。
- ・ 一般法人は、鉄道の整備、運営に直接参入せず安定的なリターンを保証する。
- ・ 今後3年間、鉄道建設債権を国が保証し発行する。
- ② 鉄道運賃の仕組みを絶えず完全化し、鉄道の価格関係を着実に整理する。

- ・ 鉄道運賃は、企業として道路との競合も考慮して独自に決定し、特に鉄道貨物は政府決定から政府指導へとシフトする。
- ③ 鉄道輸送関連の公益的・政策的補助金制度を講じ社会資本の鉄道進出への環境を整える。
- ・ 学生、傷痍軍人、農業物資等の公益関連輸送による赤字、西藏、南疆鉄道等の赤字について補助金の仕組みを作る。
- ・ 整備資金不足、金利負担等を解決するために、中央財政は13～15年間で一時的な補助を行う。
- ④ 鉄道用地資源の活用を力を入れ、土地の総合開発、利用を奨励する。鉄道駅および線路用地への総合開発を支持する。
- ・ 総公司は、鉄道用地に関して、国から授権された投資機構として使用権を行使でき、効率的な活用を推進する。
- ⑤ 企業の経営管理を強化し、キャピタルゲインの向上に務める。
- ・ 総公司は、企業化、市場化運営を行い旅客輸送については年間10%以上の成長を目標とし、貨物輸送については安定な成長を図る。
- ⑥ プロジェクトの前期作業を速め、鉄道整備の総合力を作り上げる。

「第12次五カ年計画」に定められた鉄道重要プロジェクトの適時の着工、合理的な工期を確保し推進する。

- ・ 銀行等の金融機関は、引き続き鉄道重要プロジェクトを積極的に支援する。
- ・ 元鉄道部に与えた税収面での優遇措置を継続する。

中国鉄道、高速鉄道の現況

(1) 中国鉄道の現況

12年度における現況は以下のとおりである。

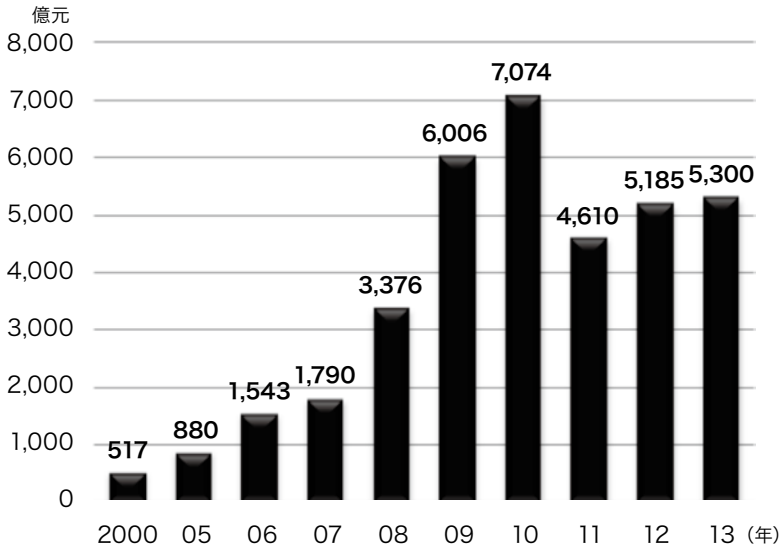
- ① 営業距離 9・8万キロ（前年比6・6万キロ4・7%増）
- ② 旅客輸送量 18・8億人（前年比4・8%増）
- 貨物輸送量 32・30億トン（前年比1・8%減）
- ③ 労働人口 214・4万人（前年比0・7万人増）

(2) 高速鉄道の現況

12年度末での中国鉄道の全長は9万8000キロで、このうち高速鉄道は12年に2700キロ完成し、延長1万3000キロ（日本の新幹線は約3000キロ）の世界一の高速鉄道王国となっている。

高速鉄道の現況は、第2図のとおりである。

第2図 鉄道建設投資額の推移



第3図 中国高速鉄道の現況



(出所) 「世界の高速鉄道 2013」 (一社) 海外鉄道技術協力協会

(3) 建設投資

12年度の建設投資額(基本建設投資)は、5185億元(約9兆円)(前年比12%増)で、既設線改造、車両購入費等は1154億元(約2兆円)であった。

このうち車両購入費は900億元(約1兆5000億円)で、高速鉄道車両(CRH和諧号)は8566両生産された(日本の新幹線の総車両数は約4000両)。

日本の中国高速鉄道への関わり

日本の中国高速鉄道への関わりは、90年頃に北京・上海高速鉄道計画が発表されてから様々な形で活動が行われた。中国の鉄道システムは、欧州仕様を基本としており、日本の参入のチャンスは少なかつたが、官民挙げた積極的な活動により、車両システムに関しては、日本の車両仕様(車両構造、牽引方式等)が標準として採用され、日本の参入が可能となった。

高速鉄道車両に関しては、世界のビッグ3(ドイツシーメンス、カナダボンバルディア、フランスアルストム)に對抗して、日本もその一角に食い込んだ。そのシェアは、日本の技術提供による中国南車集団の青島四方車両会社のCRH2が約40%、ドイツによるCRH3が約30%、カナダによるCRH1が約20%、フランスによるCRH5が約10%となっている。その他の鉄道地上システムに関しては、一部を除き日本は参入していない。

中国の高速鉄道車両は、現在約1万2000両導入され、今後も拡大される計画であるが、車両本体の製造は中国独自で実施しており、日本はそのコア部品を輸出している状況である。日本の車両の海外輸出実績の約38%(過去10年間の車両関係輸出実績の平均)がこの中国に対するコア部品の輸出であることから、中国は日本の鉄道海外輸出先として、今後とも最も重要な対象国であることに変わりはない。

中国スマートフォン市場の現状

1 低価格スマホの登場

スマートフォン（以下、スマホ）は、独自OSを採用するアップルとアンドロイドOSを採用するサムスンの二強が世界シェアを占めていた。しかし、アンドロイドOSを搭載した低価格製品が多数投入されたことで端末価格が低下し、端末価格の低下が世界最大のスマホ市場である中国市場の需要をさらに喚起することになった。中国市場におけるスマホの出荷台数は、2012年は年間で2億4536万台だったが、15年には5億7270万台まで拡大すると予測されている（CCIDコンサルティング予測）。中国では1000元スマホと呼ばれる低価格スマホのシェアが急上昇してきており、多数の中国のスマホ端末メーカーが市場に投入している。

中でも注目を集めているのが、中国のアップルと呼ばれるシャオミー（北京小米科技）^{注1}である。シャオミーは、グーグルのスマホ用OS「Android」をベースに独自開発したOS「MIUI」のプラットフォームを用いて、アップルと同じ部品サプライヤーを利用する方法

中国電子産業におけるスマート化と標準化の攻防 —スマートフォン市場を中心に

中国市場におけるスマートフォンの出荷台数は、低価格端末を中心に、2015年には5億7000万台まで拡大すると予測されている。急拡大するスマートフォン市場において、今後は価格競争とともに標準化競争が加速しそうだ。また、工業信息化部が昨年12月に、4Gの通信規格「TD-LTE」（中国版LTE）の免許を、チャイナ・モバイル（中国移动）、チャイナ・テレコム（中国電信）、チャイナ・ユニコム（中国聯通）の3社に交付したことで、中国スマートフォン市場をめぐる国内外メーカーの今後の動向が注目される。

近藤信一 岩手県立大学総合政策学部講師

SPECIAL REPORT

2014年の中国経済産業展望

で、アップル製スマホ（iPhone）と同様の性能を持つ製品を低価格でネット販売するビジネスモデルを構築し、相対的な価格競争力を有している。同社は、13年に中国国内のサプライチェーンも活用し始め、台湾のメディアテックのクアッドコア^{注2}のアプリケーションプロセッサ（AP）と中国を拠点とするメーカーから調達した部品を採用したスマホ「紅米」の販売価格を799元に設定した。

中国の携帯電話端末メーカーは、工業信息化部の認可を受けた企業だけでも380社はある。そのうち85%は年間で1万〜10万台を生産する中小端末メーカーで、残り15%がファーウェイ（華為科技）やZTE（中興通訊）など年間100万台から数千万台を生産する大手端末メーカーである。特に、前述したシャオミーなど新興端末メーカーが生産する国産スマホの出荷台数は、凄まじい勢いで伸びている。（第1表）

2 低価格スマホ登場の背景

ハードウェアでみると、PCでも起こったモジュール化がスマホでも起こりつつある。スマホの普及では、アップルは自社開発のメインチップとOS（iOS）を採用したが、サムスンなどその他の端末メーカーは

グーグル製のOS（Android OS）と米クアルコム製のメインチップを採用し、これが事実上の標準（デファクト・スタンダード）となった。クアルコムは、スマホの心臓部であるアプリケーションプロセッサ（AP）で33%、通信処理をするベースバンドモデム（BB）で50%という高い世界シェア^{注3}を有しているが、その基になったのが「クアルコム・リファレンスデザイン（QRD）」^{注4}である。クアルコムのチップはInsider戦略により、PCでのインテルのCPUと同様に標準化のキーデバイスとなり、スマホでの事実上の標準を握ったのである。そして、スマホがPC化することで、新興端末メーカーの参入が容易になり、コモディティ化し、低価格化が進んだのである。クアルコムが顧客のスマホ端末メーカーが簡単に端末を作れる設計図「リファレンスデザイン」を提供することで、スマホ端末メーカーは開発期間の短縮とコスト削減が可能になった。技術力に劣る中国のスマホ端末メーカーにとっては、大変ありがたいビジネスモデルである。クアルコム自体は、自社のAPと推奨部品の組み合わせにより低価格スマホを作れるリファレンスデザインを提供

第1表 中国のスマホ・メーカー上位10社の出荷台数

	2011年 実績	2012年 実績	2013年 予測	2014年 予測
Huawei	15	33	45	60
ZTE	14	27	40	52
Lenovo	5	28	40	60
Coolpad	9	15	25	35
TCL Communication	3	12	20	35
Xiaomi	1	7	20	40
Gionee	2	12	18	26
OPPO	2	7	13	23
BBK	1	5	12	20
Tianyu	1	5	10	16
Top-10 players' shipments	53	151	243	367
Total China smartphone shipments	64	240	430	615

(資料) 実績および2013年予想は各社資料、2014年は大和証券CM予想
(出所) 大和証券キャピタル・マーケット、「中国ITセクター供給・販売動向」、2013年9月27日、より筆者作成

することで、低価格スマホでも存在感を発揮するとの考えだ。しかし、中高価格スマホ向けAPで攻勢をかけている台湾のメデアテック(聯發科技)、低価格スマホ向けAPを手掛ける中国のスペレドトラム(展訊通信)が出現するなど競合があり、今後は価格競争とともに標準化競争が加速しそである。

スマホ向け半導体の標準化をめぐる攻防
1 現状：クアルコムが握るデファクト・スタンダード
現在、Android系OSを採用するスマホのCPUの事実上の標準は、英ARMのアーキテクチャ(IPコア、GPU)「Mali」が

「Mali」を使い、米クアルコムが設計し、韓国サムスン電子(13年からはTSMC)が製造するという構造である。ただ、その独り勝ちの構造に、最近変化が見られ始めている(第1図)。
ハイエンドなスマホ向けばかりを手掛けてきたクアルコムだが、約2年前に自社のリファレンスデザイン「QRD」を立ち上げ、上海や北京など中国4拠点を活用し、中国のスマホ端末メーカーへの売り込みに躍りになっている。現時点でQRDは約10種類あり、QRD由来のスマホが250機種以上、市場に投入されているとみられる。そのクアルコムを猛追するのがメデアテックである。中国のスマホ端末メーカーとのつながりもクアルコムより強く、「中国における今年のAPのシェアは半分近くに達しそうだ」(テクノ・システム・リサーチの丹羽健マーケティングアナリスト)という。中国でスマホが存在感を発揮し始めた11年頃から急激に伸びてきたスペレドトラムも無視できない。クアルコムを追隨する2社の強みは品揃えと価格競争力にある。クアルコムの場合、売れ筋のチップセットは12〜15ドルだが、メデアテックは5〜6ドルから15ド

ル程度のチップセットを満遍なく網羅しており、スペレドトラムのチップセットは安ければ4ドル、平均しても5〜6ドルである。スペレドトラムはTD-SCDMA(中国の第3世代「3G」携帯電話方式規格)向けAPで高いシェアを有している。TD-SCDMAは、携帯電話キャリアのチャイナ・モバイルが推進する規格で、同社は13年前半にチャイナモバイル向けにシェアを急増させている。

2 今後：中国APメーカーによる標準化への挑戦

低価格スマホにおいて「リファレンスデザイン」の事実上の標準をどこが握るのが、今後のスマホ市場のカギを握ることになるだろう。

中国のファブレスのチップメーカーが、スマホやタブレット端末向けのIC設計で着実に力を付け始めている^注。3Gと4G規格に対応したAPやBBで、中国スマホ端末メー



第1図 スマホの価格帯別メインプレーヤー（中国市場）

	高級品 ハイエンド品	中級品 ミドルエンド品	低級品 ローエンド品
OS	<ul style="list-style-type: none"> 米 Apple (iOS) 米 Google (Android) 	<ul style="list-style-type: none"> 米 Google (Android) 	<ul style="list-style-type: none"> 米 Google (Android) Android 系独自 OS
CPU IP コア 設計 製造	<ul style="list-style-type: none"> 英 ARM 米 Qualcomm 韓 Samsung → 台 TSMC 	<ul style="list-style-type: none"> 英 ARM 台 MediaTek 台 TSMC 	<ul style="list-style-type: none"> 英 ARM 中 Spreadtrum 中 SMIC
端末	<ul style="list-style-type: none"> 米 Apple 韓 Samsung 	<ul style="list-style-type: none"> 中国大手端末メーカー (Huawei) (Lenovo) (ZTE) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国新興端末メーカー (Coolpad) (Xiaomi) (OPPO)

(出所) 各種資料より筆者作成

カーが国産チップを採用するケースが増加している。最も台数の伸びが期待できる低価格スマホ市場で、中国のファブレスによるチップの国産化が進んでおり、ハイスペック機種以外では AP や B B の自給率をさらに引き上げてくるとみられる。「中国のスマホビジネスは少しでも高いと競合に負けてしまう」（電子部品の営業担当）と価格勝負の側面が強く、中国のスマホ端末メーカーは低価格の国産チップの採用に関心が高いのである（第1図）。

中国ファブレス大手のスプレッドトラムは、中国独自の 3G 規格 TD-SCDMA 用に国産 B B の大半を供給し、業績を伸ばしている。現在開発中の中国国内 4G 規格「TD-LTE」向け B B でも業績拡大が確実視されている。AP の設計では、新興ファブレスが急成長している。スプレッドトラムに加えて、さらに 5 社がしのぎを削っている（第 2 表）。

13 年 12 月 25 日、クアルコムは、独占禁止法に関連して中国の国家発展改革委員会（NDRC）が同社に対する調査を開始したことを明らかにした。同社は中国のスマホ端末メーカーに低価格スマホ向けの AP を供

給しており、13 年は中国のスマホ用 AP 市場でシェア 24% を占める見通しである。シェアでは 3 位と低いものの、高価格スマホ向けでは圧倒的な技術力を有するとみられる。中国市場では中国のスマホ端末メーカーが成長しているが、高級機種にはクアルコムやメディアテック製の AP を採用している。クアルコムはスプレッドトラムなど中国のファブレスと競合しているのである。しかしながら、中国で 13 年以内に商用サービスが始まる 4G スマホ向けの AP では、地元のチップメーカーは総じて技術力不足で供給できないとされる。スマホ向け AP で高い世界シェアを持ち事実上の標準を握っている同社に対して、4G (TD-LTE) の技術導入を巡り国家発展改革委員会が地元のチップメーカーを擁護したとの見方が多い。

日中ビジネスへの影響

1 スマホ端末ビジネスへの影響

工業信息化部は、13 年 12 月 4 日、4G の通信規格「TD-LTE」（中国版 LTE）の免許をチャイナ・モバイル（中国移动）とチャイナ・テレコム（中国电信）、チャイナ・ユニコム（中国联通）の 3 社に交付し

第2表 スマホ向けチップ開発の主要中国ファブレス

企業名	本社	製品	備考
Spreadtrum 展訊通信	上海	BB、AP	3G用BBを設計、4G用BB開発中、2コアAP「SC8825」(40nm)を製品化
RDA Micro 銳迪科微电子	上海	BB、無線通信用SoC	GSM用BBを設計、無線通信用SoCも豊富
Rockchip 瑞芯微电子	福建省 福州	AP、MP3/4用SoC	2コアAP「RK3188」(28nm)を製品化、GFに委託生産
Actions Semicon 炬力集成电路設計	広東省 珠海	AP、MP3/4用SoC	4コアAP「ATM7029」(40nm)を製品化
Allwinner 全志科技	広東省 珠海	AP、スマートTV用SoC	4コアAP「A31」「A31S」(40nm)を開発、アリババとスマートTV連盟発足
Hisilicon 海思半導體	広東省 深圳市	AP、画像処理SoC	4コアAP「K3V3」(40nm)を製品化、親会社はスマホ大手のファーウェイ
Readcore 聯芯科技	上海	BB、AP	4コアAP「LC1913」「LC1813」(40nm)を発表

(資料) 半導体産業新聞調べ
(出所) 『半導体産業新聞』2013年9月11日より筆者作成

たと発表した。チャイナ・モバイルは、13年12月18日、サムスン電子やソニーなど10社超が14年1月末までに、同社の4G携帯電話「TD-LTE」サービス対応のスマホを発売すると発表した^{注6}。国内外の有力メーカーが高級品から低価格品まで幅広い製品を提供する体制を整える

ことになる。サムスンやソニー、韓国LG電子などの海外勢と、ファーウェイやZTEなどの中国勢が中高級機を販売する。レノボ・グループなどの中国勢3社は1000元ほどの低価格品を提供し、利用者の裾野を広げる。チャイナ・モバイルのLTEの対応スマホは14年末には

200機種超まで増えて、通年の販売台数は1億台を超える見通しという。

しかしながら、日本のスマホ端末メーカーの端末ビジネスでの中国市場戦略は厳しい状況にある。NECとパナソニックは、13年内にスマホ事業から撤退している。したがって、両社としては拡大する中国スマホ市場を横目に、戦う武器すら持っていないことになる。唯一、ソニーが低価格スマホを中国市場へ投入する。ソニーは、中高価格帯のスマホを中心に事業を進めてきたが、4Gライセンスの発給に伴い一転して低価格帯に参入する姿勢を示している。

2 半導体ビジネスへの影響

中国の半導体最大手フアンドリーSMIC(中芯国際集成电路制造)は、ローエンド/ミドルクラスのスマホ向けのパワーマネジメントICやCMOSイメージセンサーなどが好調で増収が続いている。中国顧客の売り上げは全体の41%を構成するまでになっている。そのSMICが日本に再進出する^{注7}。スマホなどに搭載する半導体を受託生産するために営業活動を始めたのである。日本の半導体メーカーにとっては、SMICが密接な関係を築く

ファーウェイなど中国の大手スマホ端末メーカーへの納入拡大につながる可能性もある。SMICの邱慈雲・最高経営責任者(CEO)によると、同社は今後、スマホやデジタルカメラに搭載される画像センサーなどの生産受託を狙うという。同氏によるとSMICの強みは、「まず品質、納期、技術が中国市場に非常に適していること。次にファーウェイなど多くの中国の電子機器メーカーと密接な関係を持っていることだ」という。

3 電子部品ビジネスへの影響

スマホ向けで稼いできた日本の電子部品メーカーは、中国のスマホ端末メーカーへの拡販を急いでいる。低価格スマホの世界市場は、15年に5億台前後の市場に成長するとの予測がある。市場は、中国をはじめとする新興国に拡大し、そこでの最大の供給者は中国のスマホ端末メーカー、特に新興端末メーカーになることは間違いない。その中国の新興端末メーカーの新機種開発を担っているのは「リファレンスデザイン」を提供するチップメーカーである。日本の電子部品メーカー各社は、チップメーカーとの親密関係を築き、自社の部品をリファレンスデザインに採用してもらうことに注力している。

まず、クアルコムやメディアテックなどチップメーカーとの緊密な結びつきを求める動きが強まった。チップメーカーのリアレンスデザインに採用されるかどうかは、日本の電子部品メーカーにとって死活問題となる。TDKの上釜健宏氏は、「中国勢との取引を増やすには、クアルコムなどが作成している推奨部品リストに自社製品を入れてもらうのが近道。台湾や米国の拠点で半導体メーカーをサポートする人員を2倍以上に増やすなどして、連携を密にしていこう」と述べている^{注8)}。

さらに、日本の電子部品メーカーの新たな動きとして、中国の新興端末メーカーとの取引を求める動きがある。シャオミーやクールパッドやオッポ（欧珀）などの新興端末メーカーでも、中位機種では比較的高価な高付加価値の先端電子部品を搭載する傾向がある。競争の激化から端末の付加価値を高める先端電子部品の採用に積極的なのである。

このように、日本の電子部品メーカーでは、中国スマホ端末メーカーの開拓に向けて、チップメーカーへのリファレンスボードへのアプローチを通じた中国スマホ端末メーカーからの引き合いを増加させるとともに、

中国の有力スマホ端末メーカーについてはデザインインの強化に努めるといふ両面作戦を行っている。そして、日本の電子部品メーカーでは、中国のスマホ端末メーカーとの取引開拓・拡大を狙い、現地でのデザインインのための製販一体となった体制の充実を急いでいる。例えば、アルプス電気は、13年12月12日に、江蘇省無錫市にスマホなど民生用電子機器向け電子部品の設計開発拠点「無錫開発センター」を開設し、14年1月から稼働させると発表した。

一方で、中国の新興端末メーカーの低価格スマホ、特に500元程度の超低価格スマホについては、スプレッドトラムなどの中国のチップメーカーのAPを採用する動きがある。中国の新興スマホ端末メーカーは13年から中国ファブレス製の国産APの搭載機種を増やしてきている。スマホ製造では、高価格帯のスマホ向けでは米国クアルコム製のAPが、中価格帯向けではメディアテック製のAPが採用されていたが、低価格帯向けでは中国の端末メーカーはAPやBBなどのコア部品の国産化が始まっている（第1図）。

日本の電子部品メーカーが、今後数量ベースで増加が見込まれる中価

格帯から低価格帯の中国の新興端末メーカーのスマホ向けに電子部品を供給する際には、米韓の2大メーカーに供給する時ほどの利益を見込めるかは不透明といえる。もともとのスマホ端末価格が安いほか、スマホ端末メーカー間の価格競争が猛烈で部品への値下げ要求もきつくなる可能性があるからである。スマホ端末価格が500元から1000元、高

くても2000元までの端末に部品を供給しながら、いかにして利益を高めていくのか、その工夫が日本の電子部品メーカーには求められている。つまり、日本の電子部品メーカーにとって、増加する中国の新興端末メーカー向け供給での課題は、低価格化対応と供給能力の拡大であるといえる。

■参考文献

饒小平、「4G 牌照發放、LTE 芯片市場盛宴開啓」、2013年12月24日、賽迪顧問（CCID コンサルティング）基礎電子産業研究中心

注1…創業は10年4月で、中国のソフトウェア大手キングソフト（金山軟件）の董事長・雷軍氏の下に、在中の米IT企業の研究開発拠点から技術者が集まり

立ち上げたベンチャー企業である。
注2…CPU（中央演算処理装置）の内部に4つの中核回路を持つチップ。高速処理が可能で、世界のスマホ大手端末メーカーが多く採用している。

注3…12年実績。テクノ・システム・リサーチ調べより。

注4…クアルコムは、スマートフォン用超小型演算処理装置（MPU）でトップシェアを誇る米国の半導体メーカー。同社が提供するスマートフォン用の量産支援プログラム「クアルコム・リファレンスデザイン（QRD）」を使えばMPUの回路設計図はもちろん、推奨する電子部品のリストなどスマートフォンの製造に必要なノウハウが簡単に手に入る。顧客企業の中には開発スタートから市場投入まで、最短60日で完了できるところもある。

QRDにより、市場への参入障壁は下がり、中国ローカルをはじめ今や端末メーカーは乱立状態になった。（『日刊工業新聞』13年7月8日を参照）

注5…以下、『半導体産業新聞』13年9月11日を参照。

注6…以下、『日経産業新聞』13年12月20日を参照。

注7…以下、『日本経済新聞』13年6月29日を参照。

注8…『日本経済新聞』13年11月10日より。



国際協力銀行（JBIIC）は、海外に生産拠点を含む3拠点以上を有する製造業企業に対し、89年より海外展開動向やニーズ把握を目的に、「我が国製造業企業の海外事業展開の動向」と題するアンケート調査（以下、「海外直接投資アンケート調査」）を毎年実施してきており、13年度調査（以下、「今回調査」）で25回目となる（対象企業数992社、有効回答社数625社、有効回答率63・0%）。今回調査も例年通り7月はじめに調査票を送付し9月にかけ回収した。今回調査では、12年度調査（以下、「前回調査」）の追加調査（12年11月）で実施した、12年8月以降の近隣諸国を巡る情勢変化の影響について、その後のフォローのため、トピックスの一つとして「中国の事業見通し」と題した設問を加え分析した。

有望事業展開先国としての中国の評価

(1) 中国の得票率の推移

海外直接投資アンケートでは92年調査より「有望事業展開先国・地域」に関して質問を実施している。具体的には、調査時点において、拠点の有無に関わらず中期的（今後3年程

2013年度海外直接投資アンケート調査結果から見た我が国製造業の有望事業展開先国評価

2013年度海外直接投資アンケートの中期的な有望事業展開先国・地域では92年の質問開始以降、常に第1位であった中国が第4位となるなど順位が入れ替わり、上位4カ国（インドネシア、インド、タイ、中国）の得票率が4割前後で拮抗した。12年度調査で中国を有望とした企業のうち13年度調査で有望としなかった企業の懸念は「労働コスト上昇・労働力確保困難」である一方、引き続き有望とした企業はマーケットの規模・成長性を評価。中国に対する視点の違いが評価を二分する結果となったが、長期的（今後10年程度）な有望国では中国は第2位で引き続き主要な事業展開先国として認識されている。事業展開先国の選択肢が拡大したことが得票率の拮抗につながったと考えられ、これは事業リスク分散の観点から我が国製造業にとって好ましい傾向とも言える。

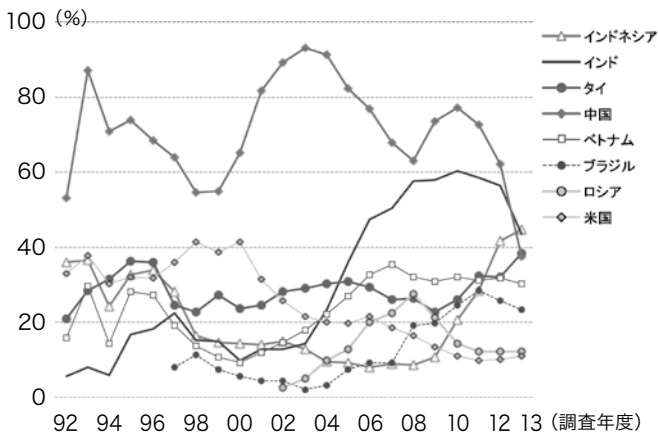
阿由葉真司 株式会社国際協力銀行業務企画室調査課課長

度）で事業を実施する場合に有望と考える国・地域について、最大5カ国・地域を選択してもらったものである。その後、国・地域ごとに回答社数を積算し多い順に並び替え、上位20カ国・地域を公表している。

各国・地域の回答社数をこの設問に回答した企業数で除した比率が得票率となるが、中国を含む主要有望国の得票率の推移を第1図に示した。中国の得票率は、その時々を経済情勢等を反映し大きく変動しているが、12年度調査まで一貫して第1位を確保していることが分かる。特にWTO加盟を契機に大きく得票率を伸ばし、03年度調査では最高値（93・1%）を記録した。一方、同年度第2位のタイの得票率は30%弱、第3位の米国でも得票率は20%程度に留まっており、当時は中国への関心が突出していたことが見て取れる。

04年度調査以降、インドの得票率が急伸すると中国の得票率は低下をはじめ、08年度調査ではインドの得票率と60%を挟んで拮抗するまでに低下したが、08年秋のリーマン・ショックを契機とした先進国市場の停滞を背景に、再び巨大な市場をもつ中国への関心が盛り上がり、10年度調査では中国の得票率は77・3%に達し

第1図 主要有望国の得票率の推移



た。しかし、08年度調査からインドネシアやタイが所得向上を背景に得票率を伸ばす中、中国の得票率は賃金上昇や競争激化を背景に10年度調査をピークに再び低下局面に入り、前回調査（62・1%）では過去最低水準に近づきつつある状態となっていた。

(2) 有望事業展開先国・地域の現状

今回調査では上位有望国4カ国間で順位が入れ替わった。具体的には、本質問開始以降首位を堅持していた中国が第4位となり、インドは第2位を確保したものの得票数を大きく

第1表 中期的(今後3年程度)有望事業展開先国・地域

順位		国・地域名 (計)	回答社数(社)		得票率(%)	
2013	← 2012		2013 488	2012 514	2013	2012
1	↑ 3	インドネシア	219	215	44.9	41.8
2	- 2	インド	213	290	43.6	56.4
3	↑ 4	タイ	188	165	38.5	32.1
4	↓ 1	中国	183	319	37.5	62.1
5	- 5	ベトナム	148	163	30.3	31.7
6	- 6	ブラジル	114	132	23.4	25.7
7	- 7	メキシコ	84	72	17.2	14.0
8	↑ 10	ミャンマー	64	51	13.1	9.9
9	↓ 8	ロシア	60	64	12.3	12.5
10	↓ 9	米国	54	53	11.1	10.3
11	↑ 15	フィリピン	39	21	8.0	4.1
12	↓ 11	マレーシア	37	36	7.6	7.0
13	↓ 12	韓国	28	23	5.7	4.5
14	- 14	台湾	23	22	4.7	4.3
14	↓ 12	トルコ	23	23	4.7	4.5
16	- 16	シンガポール	19	16	3.9	3.1
17	- 17	カンボジア	12	13	2.5	2.5
18	↑ 20	ドイツ	10	6	2.0	1.2
18	↑ 23	南アフリカ	10	3	2.0	0.6
20	↑ 23	ラオス	9	3	1.8	0.6

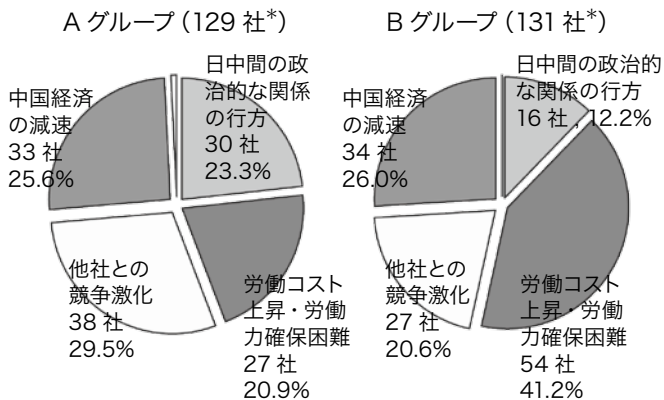
落とした(290社↓213社)。また前記2カ国の回答社数減少もあり、インドネシアとタイがそれぞれ第1位と第3位に浮上し、上位有望国4カ国の得票率が40%前後で拮抗する結果となった。

第1位となったインドネシアの得票率は前回調査の215社から219社へと微増にとどまった。同国を有望とする企業の8割強が「現地マーケットの今後の成長性」を有望理由としており、2億5000万人を擁する同国の市場規模が魅力として認識されている。第3位となったタイは前回調査の165社から



188社へと23社増加し、インドネシアと同様に、同国を有望とする企業の6割が「現地マーケットの今後の成長性」を有望理由に挙げている。前回調査で第10位であったミャンマーは今回調査ではさらに得票数を伸ばし第8位に浮上した。同国を有望国

第2図 中国事業の中期的な懸念



(*)「中国事業の中期的な懸念」の設問は中国に拠点を有する企業が対象。中国に拠点を有さない企業が外れるため文章中の数値と差が生じる。

と挙げた企業のうち、具体的な事業計画を有する企業の割合も2割程度にまで拡大し、安価な労働力に惹かれ現地での事業を具体的に検討する企業は着実に増加していることが示された。第10位以下では、フィリピンが堅調に票を集め第15位から第11位へ躍進し、ラオスが第20位に初ランクインした。上位20カ国のうち、ASEAN諸国9カ国がランクインするなど、ASEAN諸国の存在感がさらに高まる結果となった。

なお、長期的(今後10年程度)な有望事業展開先国・地域では、中国はインドに次いで引き続き第2位を維持している。10億超の人口を擁する両国は今後も主要な事業拠点として認識されることが示された。

(3) 中国得票数の減少要因
ここでは、今回調査において中国の得票数が大きく減少した要因を分析する。前回調査で中国を有望と回答した企業(319社)のうち、今回調査に回答した企業数は280社である。このうちほぼ半数の139社が引き続き中国を有望国とした一方、残りの141社は中国を有望国としなかった。今回調査では、中国に現地法人を有する企業に「中国事業の中期的な懸念」について、「日中間の政治的な関係」、「労働コスト上昇・労働力確保困難」、「他社との競争激化」、「中国経済の減速」および「その他」の五項目から最大の懸念を1つ選択してもらった。中国を引き続き有望とした139社をAグループ、有望としなかった141社をBグループとし、各グループの選択結果をみると第2図のとおりとなった。

中国を有望としなかったBグループでは「労働コスト・労働力確保困難」(41・2%)、中国を引き続き有望としたAグループでは「他社との競争激化」(29・5%)が最大の懸念

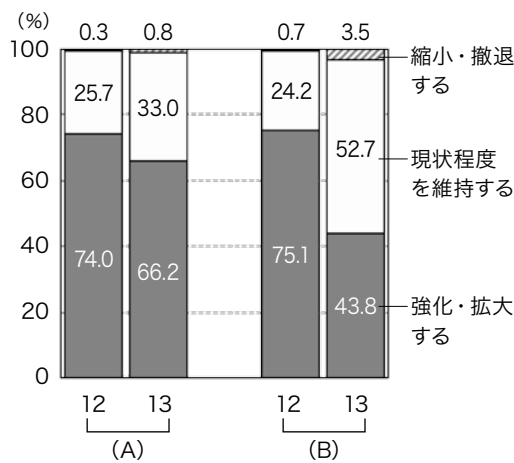
となった。また、「日中間の政治的な関係の行方」を最大の懸念とする企業はA、B両グループでそれぞれ一定数(Aグループ・23・3%、Bグループ・12・2%)存在するものの、どちらのグループでも最大の懸念とはならなかった。

(4) 中国事業の中期的な見通し

さらに、中国事業の中期的見通しを「強化・拡大」、「現状程度を維持」、「縮小・撤退」の3項目から選んでもらい、その結果をA、B各グループで見ると第3図のとおりとなる。

前回調査で中国事業を強化・拡大する姿勢にある企業の割合はAグループ74・0%、Bグループ75・1%とそれぞれ4社中3社が強化・拡大する姿勢にあったが、今回調査では強化・拡大する姿勢にある企業の割合は、Aグループでは66・2%と大きな変化はなかったが、Bグループでは43・8%と全体の半分以下に落ち込み、現状程度を維持する姿勢の企業が52・7%と過半を越える結果となった。これは、今回調査において中国を有望としなかった企業の多くが、中国事業の見通しを強化・拡大から現状維持に変えたことを意味する。しかし縮小・撤退する姿勢の企業の回答割合は3・5%とごく少

第3図 中期的な中国事業の見通し



数に留まっている。
(5) 中国の有望理由と課題
 有望事業展開先国・地域の設問では、有望と回答した各国・地域について有望と選択した理由と事業展開する際の課題を質問している。
 今回調査で中国を有望国とした企業の最大の有望理由は「現地マーケットの今後の成長性」(67・8%)、次いで「現地マーケットの現状規模」(61・2%)であり、中国を引き続き有望とする企業は中国のマーケットの規模・成長性を評価していることが分かる。一方、有望理由の一つである「安価な労働力」の回答割合(17・0%)が、今回調査では上位5つの有望理由から外れた。過去を振り返ると、中国の得票率が最

も高かった03年度調査の最大の有望理由は「安価な労働力」であり、8割超の企業がこの理由を選択した一方で、「現地マーケットの今後の成長性」、「現地マーケットの現状規模」の回答割合は3割程度に留まっていた。中国の経済構造変化に伴い、中国の有望理由がコスト重視からマーケット重視へ変化しつつあることが分かる。
 次に、中国を有望とする企業が課題と考える項目をみる。最大の課題は「労働コストの上昇」である。この課題に対する回答比率は過去より増加の一途を辿っており、今回調査では77・1%に達した。また、2番目の課題は「他社との厳しい競争」(62・0%)、3番目の課題は「法制の運用が不透明」(55・3%)とされており、中国を有望と認識する企業の半数以上が法制度や競争激化を課題と認識している。さらに、今回調査では、「治安・社会情勢が不安」(31・8%)が初めて5番目の課題として登場した。中国を有望と考える企業も様々な課題を認識していることが分かる。
 まとめれば、今回調査では引き続き中国を有望とした企業は市場としての中国を評価し、有望としなかった企業は労働コスト上昇や労働力確

保を懸念していると言える。中国に対する見方が、労働コスト等を懸念する企業とマーケットとして有望と認識する企業の間で二分されたところが中国の得票率減少の背景にあると考えられる。
収益満足度調査からみた中国
(1) 収益満足度の概要
 海外直接投資アンケートでは例年、回答企業の海外進出国・地域毎の収益満足度を質問している。期初計画に対し目標どおりであれば「3」とし、計画を上回った場合は「5」(満足)または「4」(やや満足)、下回った場合には「2」(やや不十分)または「1」(不十分)とする5段階評価で、事業拠点のある国毎に評価してもらっている。今回調査の対象である12年度(全業種平均)は前回調査(2・54)とほぼ同水準の2・56であった。
 国・地域別に収益満足度をみると(第4図)、まず、全業種平均を上回った国・地域はタイ(2・87)とインドネシア(2・73)であり、特にタイは洪水の影響を脱し収益満足度が大きく改善、調査対象国・地域中で最高値を記録した。一方、収益満足度が最も低かった国・地域は中国

(2・25)であった。コスト増や競争激化に12年夏以降の日本品不買運動等の影響も加わり、調査対象国・地域中最低を余儀なくされた。業種別にみると特に自動車の収益満足度の低下(2・66↓2・16)が顕著であった。インドの収益満足度(2・30)も低迷し、アジアでは中国の次に低い値に留まった。

アジア以外では北米(2・72)、メキシコ(2・72)の収益満足度が全業種平均を上回った。特に北米の収益満足度の改善は大きい。リーマン・ショック後からはほぼ一貫して回復し、今回調査ではインドネシアとほぼ同水準にまで回復した。

次に、中国事業の収益不十分理由を分析する。中国事業の収益を不十分とした「1」、「2」を選択した回答社数はリーマン・ショック後に実施された09年度調査(249社)を上回る304社に達している。

09年度調査(調査対象は08実績年度)では、中国事業の収益を不十分とした最大の理由は「景気変動による市場規模縮小」であり、約半数の企業がこれを選択していたが、今回調査では、「景気変動による市場規模縮小」を選択した企業数は2割程度に留まり、最大の理由は「他社と

の厳しい競合」、次いで「コスト削減が困難」となった。中国事業の収益を不十分と回答した企業の約4割がこれらの選択肢を選択している。更に、今回調査では「その他」を選択した企業も約2割に上った。企業インタビューで具体的な理由を問うと、「不買運動等により収益が当初計画を下回った」との意見が多く聞かれた。労働コスト増や競争激化に不買運動の影響が加わったことが、中国事業の収益を不十分とする企業数を過去最大にし、また、収益満足度を調査対象国・地域中最低にした要因

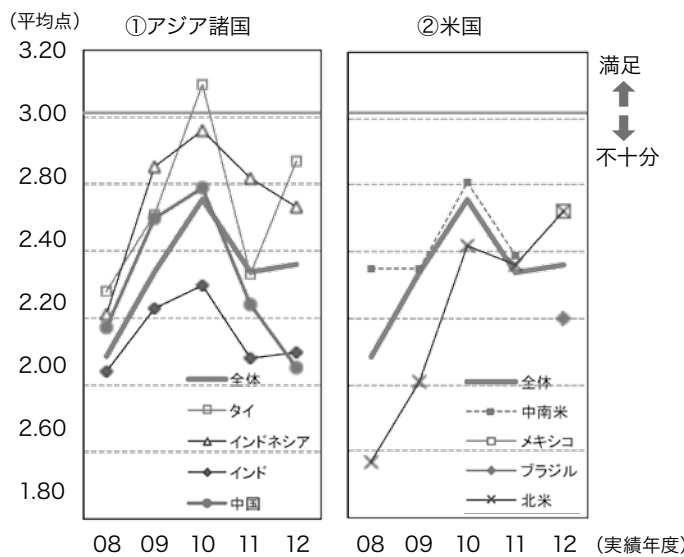
と考えられる。
(2) 日本よりも収益率の高い国・地域
 しかしながら、収益が不十分との回答は必ずしもその国の事業が不採算であることを意味しない。海外直接投資アンケート調査では、日本と比較して収益率が高い国・地域についても回答をまとめていく。第5図はその結果を示したものであるが、中国はタイに次いで日本より収益率が高いと回答した企業が多い国であることが示されている。

前回調査と比較すると中国事業について、日本よりも収益率が高いと回答した企業の割合は6ポイント程度低下したが、それでも今回調査では、中国で事業を実施する4社中1社程度が日本よりも収益率が高いと回答していることが分かる。
 確かに中国の市場環境は従来に比べ厳しくなっているが、国内市場に比べるとまだ良好であると考えられる企業が相当数存在することが分かる。他国と比較しても収益面で良好とする企業が多いことも中国事業を継続する企業が多い理由の一つと考えられる。

まとめ

中国の得票率が最高値に達した03年度調査から10年が経過するが、その間に中国は世界の工場から世界の市場へと大きく変貌と遂げた。またASEAN諸国の位置づけも堅調な経済成長を背景に、生産拠点から6億人を擁する市場へと変化しつつある。今回調査では、上位有望国4カ国の得票率が拮抗する結果となったが、これらの国々が市場としても魅力が増してきたことを反映したものと見える。また、このような事業展開先国の選択肢の拡大は、事業リスク分散の観点から我が国製造業にとって好ましい状況と考えられる。

第4図 国・地域別にみた収益満足度評価の推移



第5図 日本より収益率が高い国・地域(割合順)

国・地域	日本より「収益率が高い」と回答(①)	進出先地域・国ごとの回答数(②)	割合(①/②)
1. タイ	129	363	35.5%
2. 中国	124	517	24.0%
3. NIEs3	60	267	22.5%
4. インドネシア	54	251	21.5%
5. フィリピン	29	143	20.3%

8 項規定の行方

2012年12月に決定された8項規定の実施以降、高級食材や高級品の売上げが低迷している。短期的には全体の消費を押し下げる要因となるものの、その影響は限定的だとみる研究者もいる。現地での状況を紹介しつつ、その社会的、経済的影響を考える。

●日中経済協会北京事務所 副所長 高見澤 学

経済的格差の温床 — 公費

年末も押し迫る頃、日本ばかりではなく北京においても年忘れを祝う人々で街のレストランはどこにもぎわいをみせていた。年が明けても1月31日の春節に向けて、新年を祝う人々で賑わうことだろう。中国人の「食」へのこだわりは、豊富な食材と工夫を凝らした調理方法の合わせ技である中華料理をみればその深さが分かるというものだ。

中国と関わり始めた頃、中華料理は客が食べきれずに残すほど出すのが常識だと教えられたことがある。実際に中国に来てみると、日本人と中国人では食べる量の違いがあるにしても、大食漢で知られる中国人でさえ食べきれないほど料理の皿が並ぶのが当たり前であった。

伝統的に中国では客をもてなす場合、いかに客に喜んでもらえるかという心情のほかに、豪華さを示すことで接待側の面子を重視する中国人特有の思想が感じられる。そのため、量的にも、また質的にも必要以上に華美な料理が振る舞われたり、高価なお土産が贈られたりすることも少なくない。

ここ数年の傾向をみると、中秋節に

配ることが習慣となつている「月餅」でも数千円から数万円もするような高級品が外資系ホテルやデパート等で売られていたように、一事が万事、何かにつけて高級ブランド志向が目立つようになっていた。市場経済システムが中国に本格的に導入され、国民の所得が向上するに伴い、需要に合わせた商品開発が進められるのは当然の流れだ。特に、そうしたやり取りが公費で賄われるとなると、贈る側と贈られる側が都度入れ替わり、双方に高級品を贈り合うという構図が出来上がりやすい。甚だしい場合には、車や住宅といった大型商品にまで発展する可能性もある。北京市内を走る高級外車を若者が平然と運転する姿をみるたびに、「もしや……」と思ってしまうのは、私ばかりではあるまい。公費を自由に使うことができる特権階級の贅沢な暮らしぶりを見ると、そこに経済的格差を生む温床があると一般大衆が思っても不思議ではない。それがすでに社会的に無視できないところまで行き着いてしまった、ということだろう。

奢侈禁止と業務効率化 — 「8項規定」

こうした中、12年12月4日に開催

された中国共産党中央政治局会議で、中央政治局の「工作作風の改善大衆との密接な連携に関する『8項目の規定（以下「8項規定」）」が決定された。一部の特権階級の公費による贅沢ぶりが目立つようになり、共産党としてもしかるべき対処をせざるを得ない状況に追い込まれた結果だといえる。8項規定の具体的内容は以下のとおりである。

- ① 調査研究を改善し、その場を取り繕い形式主義に陥ることを一切戒め、供回りを質素にし、同行を減らし、接待を簡略化しなければならない。
- ② 会議活動を簡素化し、会議の作風を適切に改善し、会議の実務効率を高め、会議を短く、スピーチも短く、内容のない話や決まり文句を戒めなければならない。
- ③ 文書や報告を簡素化し、文書の作風を適切に改善し、実質的な内容がなく、発信してもしなくてもよい文書や報告は一切発信してはならない。
- ④ 海外出張活動を規範化し、随行人員を厳格に制限し、規定に基づき利用する交通手段を厳格化する。
- ⑤ 警備工作を改善し、交通規制を減らし、一般的な状況下では道路閉鎖立ち入り禁止、閉館をしてはならない。

⑥ ニュース報道を改善し、中央政治局同志の会議出席と活動は業務の必要性、ニュース的価値、社会的効果に基づき報道すべきか否かを決定し、報道の数、字数、時間をさらに圧縮しなければならない。

⑦ 文章の発表を厳格にし、中央が統一的に手配する以外には、個人として著作や講話の単行本を公開出版せず、祝い状や祝電を発信せず、題辞や題字を記してはならない。

⑧ 勤勉節約を履行し、保有する住宅や車両等業務及び生活待遇に関する規定を厳格に執行しなければならない。

この「8項規定」は「勤勉節約を履行し、派手な浪費に反対する（励行勤儉節約、反対鋪張浪費）」活動を全面的に展開するというもので、いわゆる「奢侈禁止令」に他ならない。また同時に無駄な仕事を省く「業務の効率化」を目指したものである。奢侈の禁止が業務の効率化につながることは言うまでもない。

これまでにも「三公経費」と呼ばれる公費による海外出張、公用車の購入と使用、公費による接待が問題視されており、実際に使われた金額の公開が求められ、規制する動きがみられていた。中国共産党指導部の

狙いは、まず中央政治局員自らが良き作風を打ち立てるべく手本とならなければならないというところにある。

こんなエピソードも

歴史的にみれば、中国ではこれまでも質素節約を旨とする通達は何度となく出されてきた。しかし、伝統的に飲食による接待の習慣が身につけている中国においては中々定着せず、しばらくすると元に戻ってしまうのが現実である。ところが今回の習近平政権による8項規定はかなり徹底されているように感じられる。筆者の個人的な経験ではあるが、8項規定の実施以降、中央政府機関による接待は一度もなく、地方を訪れたときの地方政府による歓待でも従来のような白酒による乾杯攻めのもてなしはほとんどみられない。関連団体や国有企業の関係者と話をしている中、8項規定による接待や出張への影響は大きいとのことだ。

＜エピソードその1＞

13年5月に河南省鄭州市で開催された第8回中部投資貿易博覧会（中部博）、同年6月に甘肅省蘭州市で開催された第19回蘭州投資貿易商談会（蘭洽会）では、歓迎レセプション等の食事は例年に比べて質素で、いつもであれば必ずテーブルには用意されている高級白酒はほとんどみられず、リーズナブルな白酒、あるいはワインとビールでの乾杯となった。また、毎年配られる豊富な参加記念品も今回はほとんどなく、（期待していたわけではないが）持参したスーツケースは虚しくも大きなスペースを残したまま持ち帰ることとなった。

＜エピソードその2＞

13年9月、某政府機関を訪問した際に、ちょうど中秋節のお祝いとして「月餅」を持参した。8項規定のこともあり、直接会議室には持つて行かず、先方が見送りに出してくれたところで車に積んであった「月餅」を手渡そうと思っていた。会見が終わり、その旨を先方に伝えたところ、外国機関からであれば儀礼として高級でないもの一つに限り受け取ることができるといふ。国内の機関からは一切受け取ることができないのだ。

規律違反状況と各機関の対応

8項規定が出されて以来、同規定の精神に違反する事案の調査が行われている。「中国共産党新聞網」に

総数	外遊規律違反			慶弔規律違反			その他	
	地区・庁クラス	県・処クラス	郷・科クラス	総数	地区・庁クラス	県・処クラス		郷・科クラス
63	3	20	40	903	2	46	855	9,371
110	2	24	84	1,068	2	37	1,029	12,234
54	2	24	28	550	1	11	538	2,746

よると13年10月31日現在、全国で査察を受け処理対象となった案件は1万7380件に上り、処理対象となった者が1万9896人、うち党政治規律に基づいて処分された者が4675人となった(表1)。過去のデータがないので、例年と比較することはできないが、感覚的には決して少ない数ではない。

違反類型では公用車の使用・管理規律違反が最も多く、次いで慶弔規律違反、飲食関連規律違反などとなっている。レベル別では郷鎮・クラスでの違反が最も多く、上級機関になるほど違反の件数が減っていることから、現場に近いほど8項規定の遵守が徹底されていないことが

分かる。

8項規定の決定に合わせて、12年12月21日に中央軍事委員会では「中央軍事委員会の自らの作風の建設強化に関する10項規定を打ち出した。これは一部に8項規定よりも厳しいところがあると言われており、軍内での宴会での飲酒の禁止、パトカー使用の厳格な規制など、より強い権力を有する分、自ら律する精神が強く求められている。

政府機関における公用車の利用についても大きな動きがみられる。13年6月に外交部の王毅部長が国産の「紅旗」に乗り換えたのを契機に、各委員会・部のトップも「アウディ」から「紅旗」に順次乗り換えているという。

また、地方政府を含む政府指導者の海外出張の回数や日数にも制限が加えられており、当協会関連の事業に關しても厳格にそれが守られていて、今の日中関係の情勢を抜きにしても、各レベルの指導者の日本への招聘は難しくなっている。

限定的な経済への影響

中国では、足元の消費の落ち込みや財政収入の減速は8項規定の実施によってもたらされた結果ではないかとの指摘もされている。国務院発展研究センターの何建武副研究員によると、8項規定によるタバコ・酒・化粧品、花卉および飲食業等への影響は比較的大きいものの、短期的には経済に対するマイナスの影響は限定的で、消費や財政収入の減速の根本的な原因は成長段階の転換にあるとの見解を示している^{注1)}。

何副研究員の分析では、8項規定の実施以降一部の不合理な消費行為が抑制され、浪費や公費による消費は明らか減少がみられ、当面の経済情勢が総需要不足の状態にある中で、短期的にはマイナスの影響もたらされることは否定できないが、統計データからみれば影響は限定的とのことだ。13年1〜4月の規模以上の企業^{注2)}による飲食関連収入の総額がマイナス成長となるなど、高級飲食業の収入は明らかに落ち込んでいるが、逆に規模以下の企業では減速していないという。

税収面では、直接影響を受ける消費税と営業税については、税収全体

に占める割合が少ない(消費税の税収全体に占める割合は10%前後、営業税全体に占める割合は10%前後、営業税全体に占める割合は10%前後)ために、税収への影響は小さいと分析している。

13年の社会消費品小売総額の伸びをみると、全体では1〜11月では前年同期比1・3ポイント減の13%増であったのに対し、規模以上企業に限ってみると3・2ポイント減の11・4%増となっている。消費形態別にみると、商品小売分野では全体が前年同期比0・8ポイント減の13・5%増、規模以上企業が2・2ポイント減の12・5%増で、外食分野では全体が前年同期比4・4ポイント減の9%増、規模以上企業に至っては12・7%増から一気に1・6%減とマイナスに転じた。こうした消費の減速について、8項規定の実施がどの程度の影響を及ぼしているのかは分からないが、党や政府機関のほか、国有企業でも8項規定が適用されていることを考えると、関係業界にとって決してその影響は小さいとは言えない。

実際に北京では、アルコール度数の高い「茅台」や「五糧液」等の高級酒の消費が落ち込み(何副研究員

表1 各省区市中中央8項規定精神違反問題査察処理総括表(8項規定実施～2013年10月31日現在)

項目	総数				違反類型															
	総計	地区・庁クラス	県・処クラス	郷・科クラス	施設利用規律違反				飲食関連規律違反				公用車使用管理規律違反				国内旅行違反			
					総数	地区・庁クラス	県・処クラス	郷・科クラス	総数	地区・庁クラス	県・処クラス	郷・科クラス	総数	地区・庁クラス	県・処クラス	郷・科クラス	総数	地区・庁クラス	県・処クラス	郷・科クラス
査察処理件数	17,380	217	904	16,259	83	2	8	73	949	8	99	842	5,639	189	505	4,945	372	4	63	305
処理者数	19,896	35	769	19,092	86	2	7	77	965	5	122	838	5,087	13	316	4,758	346	4	68	274
党政治規律による処分者数	4,675	15	250	4,410	28	0	3	25	333	2	32	299	806	4	49	753	158	1	36	121

(出所)「中国共産党新聞網」(<http://fanfu.people.com.cn/n/2013/1202/c64371-23713096.html>)

によれば最も高い時期に比べると30%前後安くなっているという、価格が大きく下落している一方で、リーズナブルな酒の価格には大きな変化はみられない。インフレの状況下でもあり、逆に価格が上がっているものも少なくない。高級酒の価格下落の影響は、雑誌広告収入の減少という思わぬ形で出版・広告業界にも出ているようだ。



既得権益の打破

8項規定を厳格に執行せざるを得ない背景には、共産党指導層による大規模な収賄等の犯罪を摘発し、一般大衆に蔓延している社会的不満を押しさえよとする政府側の意図も感じられる。地方によっては、未だ党幹部や政府幹部による既得権益

が浸透しており、住民による上層機関への嘆願をめぐって問題になるところも少なくない。

最近、収賄や横領の容疑で規律検査委員会の調査を受け、拘束される党・政府指導者が大物を含め意外と多いことに驚かされる。これまで所管の政府機関の関与が難しかった大手国有企業の複数の幹部が失脚したケースもある。こうした動きについては、反腐敗運動に対する習近平政権の真剣さがうかがわれるが、それは別に一般には知り得ない政権内部での駆け引きにおいて、8項規定がその手段として使われている可能性も疑われるところだ。



身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあれ

8項規定の厳格な執行は、政府を批判する世論に対する措置とも考えられる。インターネットの発達で、過去に比べ情報拡散の速度が爆発的に高まり、問題があれば一気に広まる。こうした現象は社会発展の一過程とも言える。また、一方で、短期的には経済的に大きな影響が出るかもしれないが、長期的な発展を考えれば必要な措置だとの考えもある。言わば「肉を切らせて骨を断つ」、

あるいは「身を捨ててこそ浮かぶ瀬もあれ」といったところだろう。

しかし、何事においてもやり過ぎにはそれ相応の反動が付きものである。「羹に懲りて膾を吹く」ではないが、必要などころまで削る必要はない。また、伝統的に接待による人脈形成や情報収集が常態化してきた中国においては、いずれ従来の形に戻る可能性もある。とは言え、お手盛り要素を含んだ相互接待、公私混同した公用車の利用、贈収賄につながる華美な贈答品、形式的な出張など、誰もが非常識だと感じる行為は慎まなければならない。国・地域によって文化的背景が異なるにせよ、どこにバランスを見出すか、節度ある言動が求められるのは世界に共通した課題だろう。

注1 「人民網」13年6月17日へ専門家称高層餐飲業受八項規定影響収入大幅下滑 <http://fujian.people.com.cn/n/2013/0617/c181466-18872971.html>



注2 規模以上の企業として、工業企業の場合は年間の売上高が2000万元以上、商業企業の場合は年間の商品販売額が2000万元以上の卸売企業、500万元以上の小売企業を指す。

中国水ビジネス市場参入に向けて

「2013 中国水博覧会：中国国際膜・水処理技術装備博覧会」に参加

日中経済協会は、12月2～4日、「2013 中国水博覧会：中国国際膜・水処理技術装備博覧会」(以下、中国水博)にブースを出展し、また併催の「中国(国際)水務高峰論壇」において専門家、会員企業による講演を実現した。高度成長に伴う公害を克服し、経済成長と環境保護のバランスのとれた社会を築きつつある日本の経験をトータルに説明しながら、これを背景に個別企業の技術・製品について来場者とのマッチングを支援した。

●日中経済協会事業開発部●

TOPICS

日本の水処理の典型事例をパネルで紹介

中国水博は、水利部が提唱し、中国水利学会、中国膜工業協会、メッセフランクフルト(上海)が北京において共同で主催する中国有数の水関連博覧会であり、水処理、水資源の保護と活用など、水に関するあらゆる分野の展示が行われると同時に、政府と企業、技術と市場の間の架け橋を目指している。

日中経済協会の出展は昨年引き続き2度目で、今回は、①水道の普及率・漏水率・維持管理、②下水道普及の歩みと「水のみち」としての高度利用、「資源のみち」としての各地での汚泥の利活用、③中小企業の工業廃水の協同組合方式処理の経験、④諏訪湖の浄化と流域下水道の取り組み、⑤日中省エネルギー・環境総合フォーラムについて紹介。さらに曝気補助機器、繊維濾過装置、重金属処理薬剤、無水銀UV殺菌装置、水処理施設自動制御、水質浄化計画策定コンサル等企業7社計19枚のパネルを展示するとともに、全パネル内容とその補足資料を配布資料として用意し、来場者に日本の水処理事

業の特徴・技術・運営管理の優位性をPRした。また、下水道、工業排水処理の専門家による説明も行った。

期間中、ブースには政府・企業関係者のほか研究者や学生など延べ約250人が訪れ、日本の経験や技術に対する強い関心をうかがわれた。また、北京市政工務設計院研究総院杭世珺項目中心主任、宜興環保産業園研究院、中国通用諮詢投資有限公司、天津万峰環保科技有限公司、北京金州恒基環保工程技术有限公司の関係者らも来訪し、参加企業・専門家と交流した。

主催者側発表によると、本展示会は23の国・地域から450件の出展があり、2万2000平方メートルの展示会場には会期中、38カ国・地域から2万4311人が参観した。

TOPICS

湖沼浄化・コンサルティング事例をPR

「第8回中国(国際)水務高峰論壇」では、中国水利学会、中華全国工業聯合会環境服務業商會、IESC(International Ecological Safety Collaborative Organization)の共催で、「水危機：中国の現状と未

来の選択」をメインテーマに内外の政府・業界団体関係者、有力企業による政策・市場動向や技術発展の方向性などについて各種発表が行われた。日本からは、日中経済協会に提供された枠にて2人の登壇が実現した。うち、「水生熊大会」では国土技術政策総合研究所森田弘昭下水道研究官が「霞ヶ浦の水質浄化対策について」をテーマに、また「水利情報化(デジタル化)ケーススタディ分科会」では、みずほ情報総研株式会社相馬明郎環境エネルギー第一部担当部長／研究主幹が「富栄養化した水圏の生態系再生プロジェクト」数理生態系モデルを用いたコンサルティング事例」をテーマにそれぞれ講演した。終了後、出展企業・専門家から個別に意見交換を求められるなど高い関心が示された。

TOPICS

安全・安心できれいな水を実現するために

来場者との交流や、当会ブース・当博覧会へ出展した日本企業との意見交換を通じ、中国での日本の技術・設備普及の現状と課題について改めて考えさせられた。中国市場で実際の採用に至るには、中国

側の日本の商品・技術の優位性に対する理解を深めるとともに、中国側が解決すべき課題の実情、すなわち中国側の解決ニーズに対する日本側の理解を深め、日本側の商品・技術シーズと中国側の解決ニーズを適切に擦り合わせる必要がある。また、中国側が投下し得るコストをも勘案したシーズとニーズとの摺り合せのためには、中国側の課題解決のための事業のプランニング段階からシーズの現場にアプローチし、解決の方向性を共有することが必要である。さらに、海外からは理解が容易ではない中国の入札制度を熟知して対応する必要がある。

そうしたことを解決する有効な手段は、最適な中国側とのパートナーシップであるが、自社にとって最適なパートナーを選び出すこと自体がまた最大の課題の一つでもある。特に、上下水道等事業運営を含む公共分野においては、日本企業の参人は、中国の制度上の制約により容易ではない状態が続いている。

これらへの対応の試みとして、当会では、従来より山東省など地方政府との間で省エネ・環境交流協力を推進する覚書を交わしているほか、新たに「黄石市省エネ・環境等発展協力協議会」を設けるなどして、公共事業の計画主体である地方政府との交流を基礎に、企業コンソーシアム形式での参入等をサポートしたいと考えている。

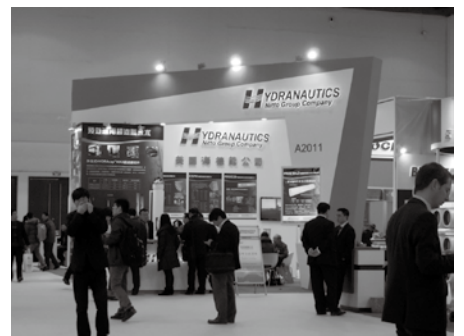
同時に、今回、ブース来場者との交流で印象的だったのは、中国の



水利情報化ケーススタディ分科会風景



日中経済協会展示ブース



日本企業の出展風景

水ビジネス企業や専門家がこれまでにまして「安全・安心できれいな水」の実現を希求しており、中間の外交情勢のいかんにかかわらず、日本の技術と経験を取り入れる可能性について非常に真摯な態度で求めてきたことだ。それを一つでも多くのビジネス協力の実績につなげるため、粘り強く対話・交流・情報発信をしていく必要性を痛感した。

TOPICS
2014 出展も準備

当協会は、今後も引き続き現地の企業や専門機関との連携を一層強化し、中国側ニーズの正確な把握や情報収集に努め、日本の会員企業などへのタイムリーな情報発信・提案を行う。当面、2014年1月29日から31日まで、東京ビックサイトにて開催される「InterAqua2014」第5回国際水ソリューション総合展への出展に向けて準備を進めている。今回の期間中に新たに得られた企業情報等をふまえ、昨年に引き続き、中国の水処理市場に関する最新の情報を発信すると同時に、市場参入の相談に対応し、上下水道・工業廃水処理、汚泥処理、河川・湖沼の水質汚染対策、重金属汚染や土壌修復等の分野で、引き続き企業間のマッチング支援を行う。

関係者のご来場をお待ちしている。

(まとめ・薬師寺三希子)



2013中国(昆山)ブランド産品輸入交易会風景



Local Voice

夢がかなう場所、昆山市

●
中国江蘇省
昆山市商務局
●

2013年に開催された「2013中国(昆山)ブランド産品輸入交易会」は、来場者数約6万人を迎え、大盛況のうちに終了した。本稿は、14年に開催する交易会の概要をお伝えするとともに、昆山市の魅力をお伝えするところなく紹介する。

交易会プロモーションの概要

13年5月15～18日、中国國務院によって承認され、中国商務部、中国国際

貿易促進委員会および江蘇省人民政府の共催による「2013中国(昆山)ブランド産品輸入交易会」が江蘇省昆山市で成功裏に開催された。41の国と地域から602社の企業が出展し、展示規模は6万平方メートルで、来場者数は5万8200人に達した。本交易会は輸入拡大とバランスの取れた貿易成長パターンとの転換・高度化、および現代サービス業発展の積極的かつ効果的な促進につながることで、各界からも注目を浴び、好評を得た。

交易会としての役割(輸入品の展示および商談のプラットフォーム機能)をさらに発揮するため、14年5月14～17日には、「2014中国(昆山)ブランド産品輸入交易会」が江蘇省昆山市で開催される。

今回は、国家と江蘇省が重点的に導入する新技術、新設備および重点的に発展させる戦略的新興産業をめぐり、「輸入を促進、推進、拡大する」をテーマとして、海外の金属加工および自動

化、環境保全、消費財などの分野における最新製品と技術を重点的に展示する。展示規模は8万平方メートルを予定しており、輸入拡大を確実に促進し、商談の利便性と効率性を高めるために、展示のレイアウトを改善した。

また、今回は工業と消費財の展示区分に分かれている。工業展示区では、主に金属加工と自動化、環境保全と新素材を展示する。展示面積は3万平方メートルを超える予定で、会場は昆山市花橋国際商務城博覧センターである。一方、消費財展示区の場合は昆山国際コンベンションセンターであり、主に大衆消費電子製品、家庭用品、食品と酒類を展示し、面積は5万平方メートルを予定している。

会期中では、中国国際輸入製品博覧会、世界ビジネスリーダー(昆山)会議および国際商工会議所(ICC)アジア太平洋地域CEOフォーラム、新技術・新製品の発表会、マッチング商談会など二連のイベントが併催される。中



国国際輸入製品博覧会では、中国の輸入奨励政策と情報を重点的に紹介し、世界ビジネスリーダー(昆山)会議では国際貿易のホットな話題について意見交換をする。このようなイベントを通じて、出展者とバイヤーの様々なニーズを満たし、同時に国内外企業に対し、中国の輸入政策と情報を解説し、技術、貿易投資など多分野における交流と協力のプラットフォームを構築することが期待されている。

昆山市について

地理的な優位性に恵まれ、交通も大変便利

昆山市は、中国経済が最も発達した長江デルタに位置し、東は上海と隣接し、西は歴史文化名城の蘇州と隣り合わせている。面積は931平方キロ、人口は163万9000人、この内戸籍を有する人口は73万8000人である。四つの国家級開発区、二つの省級開発区と八つの鎮を所轄している。交通の面では、滬寧（上海～南京）高速など五本の高速道路が市内を走り、京滬（北京～上海）鉄道も市内を通る。滬寧高速鉄道は昆山市に3つの駅を設け、上海虹橋国際空港、浦東国際空港までそれぞれ40分、90分ほどで到着が可能。現在、中国初の省間地下鉄（上海地下鉄11号線花橋区間）が正式に開通することで、昆山と上海が「ひとつの町」となり、人、物、資金、情報の流れが昆山で合流することとなるだろう。

悠久の歴史を有し、住みやすいエコな町

昆山は、6000年以上の文明史と2000年以上の築城史を持ち合わせ、「魚米の里」として知られている。国連

に最初に登録された「口承と無形文化財の代表作」の一つである昆劇は、ここで誕生した。また、千年の古鎮である「周荘」は、「中国第一の水郷」と讃えられている。

昆山は水と緑に恵まれ、26カ所の森林公園と湿地公園を有し、森林カバー率と緑化率はそれぞれ25%、43・8%にまで達している。国際文化観光祭、国際ビール祭り、昆劇芸術祭、外国企業文化芸術祭など多くのイベントが開催されている。昆山は、「中国で一番魅力ある都市」、「国家環境保全モデル都市」、「国家園林都市」など二連の名譽を得ており、10年には住みやすい街として賞も獲得している。

豊富な人材、創新バイタリティーに満ちあふれている

昆山市の研究開発投資の市のGDPに占める割合は2・9%までに上昇した。人口1万人当たりの発明特許保有件数は江蘇省トップレベルであり、イノベーション能力は中国の同型都市間では、数年前連続でトップの座を維持している。13年に中国教育部の許可を得て、昆山デューク大学が開設され、市内には高等学校が8校ある。また、ドイツのデュッセルドルフ、米国のシリコンバレー、日本の東京などに海外人材導入事務所を4カ所設立しており、米国のカーネギーメロン大学、マサチューセッツ工科大学など

世界の有名大学と緊密な協力関係を持ち、29万人以上の人材を保有し、同型都市の中ではトップレベルにある。

多角的に融合された優れた金融環境

昆山市は、ファンドパーク、ファイナンシャルストリート、フォーチュンプラザなど現代金融業を発展させるキャリアを企画建設している。花橋国際商務城にはすでに50社の多国籍企業の地域本部が入居し、上海国際金融センターの国際衛星商務城となっている。彰化銀行（CHB）、HSBC銀行はそれぞれ、中国県レベルの市で初の台資銀行と外資銀行となり、バンク・オブ・アメリカ、ドイツ銀行（DB）、香港招商局集団（CHINA MERCHANTS GROUP）は昆山でベンチャーキャピタル投資とプライベート・エクイティ・ファンド（Private Equity Fund）を設立した。13年2月3日、「昆山台湾海峡兩岸産業協力深化試験区」の設立が中国国務院によって認可され、産業、金融、貿易などの分野において、7つの政策方針が明確化されたことにより、試験区はより広い範囲でイノベーションと金融資源を集めることが可能となった。

グローバルに対応した地方政府によるサポート



美しい昆山市の夜景

「バリアフリー、ローコスト、高効率」のニーズに基づき、昆山市地方政府は、国際慣例に合わせた管理ネットワークと高効率なワークフローを構築し、「企業にやさしい、企業が定着しやすい、企業が豊かになる」というグローバルな投資環境を主力でサポートしている。昆山は、すでに国内外のビジネスマンが起業するのに最適な地となっている。

夢がかなう場所

昆山市は夢が実現する場所。皆様にぜひ昆山に来ていただき、協力しながらウィンウィンの関係を築き、共に発展していくことを心より望んでいる。

業賄賂対策

金誠同達法律事務所 シニアパートナー・中国律師
趙雪巍

規定されています。例えば、中国の「薬品管理法」第90条によると、医薬品企業が商業賄賂を行った場合、当局は1万～20万円の罰金及び違法所得の没収等ができます。

報道によると、捜査が行われている英系G社は200億人民元(20億ポンド)の罰金を科されるおそれがあります^{注1}。この巨額の罰金の法的根拠について、報道では明らかにされていません。中国の「薬品管理法」では、本件の違法所得の範囲の認定は重要な点です。

(2) 商業賄賂行為の刑事責任

商業賄賂行為の刑事責任は、収賄側が国家公務員であるか否かによって異なります。中国の商業賄賂の処罰範囲は日本より広く、国家公務員への贈賄だけでなく、民間企業間の利益の供与、收受についても刑事処罰の対象とされます。例えば、不正利益の取得を目的として取引相手の従業員に対して1万円(約16万円)を贈賄したものは、非国家公務員に対する贈賄罪と認定されます。従業員が5,000元(約8万円)以上の賄賂を收受した場合、非国家公務員による収賄罪と認定されます。企業が公務員に贈賄を行った場合、商業賄賂が20万円(約320万円)であれば、確実に単位(組織)贈賄罪と認定されます。上述金額はいずれも累計金額です。即ち、商業賄賂犯罪の起訴基準が相対的に低いことから、企業にリベート等の商業賄賂行為があれば、商業賄賂犯罪に該当することになってしまいます。

また、注意していただきたいのは、中国の刑法は、単位(組織)贈賄罪等単位(組織)犯罪に対して、単位(組織)に罰金を科すほか、直接担当者とその他の直接責任者に対して最高5年の懲役を科すことができます。部長や部長以上の管理職にはほとんど日本人が就いている日本企業の場合は、いざ問題が起されれば、直接担当者とその他の直接責任者として調査を受ける可能性はないとは言いきれません。日本人の管理職が商業賄賂で刑事責任を追及された場合、その後の中国関係会社における管理職などへの就任の適格性にも悪影響をもたらすことが考えられます。^{注2}

外資企業による商業賄賂の收受について刑事罰が科された例も存在します。報道によると、2010年3月29日、オーストラリア系の鉱産R社の上海駐在員事務所の某首席代表は、非国家公務員収賄罪等と認定され、懲役10年、財産の没収、及び100万人民元の罰金が申し渡されました。^{注3}

中国の特別リスクとも考えられる商業賄賂ですが、商業賄賂に関する世界的な規制として、米国FCPA(Foreign Corrupt Practices Act)、英国の贈収賄防止法も、他国における商業賄賂をその規制対象に含んでいます。更に国連腐敗防止条約の第21条において、条約締約国に、民間部門における贈収賄を犯罪とすることを考慮するよう求めています。ですから、世界に業務展開する日本企業にとって、中国におけ

る賄賂行為は現実に中国が管轄権を有するほか、一定の場合には、米英他国が管轄権を取得する可能性もあります。報道によると、英系G社事件が発生してから、米国の司法機関もこれについて司法調査を開始しました。^{注4}

中国では、「袖の下」は当たり前という話もよく聞きますが、「違法行為」であるために、それ相応のリスクが伴うものです。商業賄賂により処罰された企業は、金銭・信用・人材等の損失により、自らの経営に重大な支障をもたらす可能性があります。そこで、コンプライアンス体制の構築が肝心となってきました。

4 商業賄賂の潜在的な法的リスクへの対応

商業賄賂への対応は、事前にリスクマネジメントにより対処するのが一般的です。リスクマネジメントとは、リスクの発生が必然であるとの認識に立って、事前や事後の対応体制を設定することです。ただし、事前のコンプライアンス体制の整備によって、賄賂行為を事前に撲滅することは不可能ですが、有効なリスクマネジメント体制を構築できれば、最大限にリスクを低減できます。

コンプライアンス体制の内容は、各企業の実際の業務と状況が相違することから、コンプライアンス体制の内容も異なります。一般的に、賄賂予防指針の制定など決裁制度の整備、契約管理の徹底化、履行過程における管理の強化、財務の管理・監督、通報制度の確立、法務部門の整備、関連従業員の教育等を包括した内容としなければいけません。事後対応として、責任者への厳罰、政府機関との協力、そしてメディアの利用などが考えられます。

中国政府が商業賄賂の取締りを強化していく中で、いわゆる「暗黙のルール」に同調するのではなく、コンプライアンスの視点から、より冷静で適切なビジネス判断と対応を行うことが重要です。総じていえば、商業賄賂の対応策としては、コンプライアンス体制の構築により、既存の管理体制を根本的に見直し、法令遵守を再徹底して、新たな経営方針を確定することが良策であると考えられます。

注1 http://www.js.xinhuanet.com/2013-09/09/c_117284293.htm を参照。

注2 中国の「会社法」第147条(二)によると、賄賂により刑罰の判決を受けた者は、執行期間満了後5年間にわたって、企業の法定代表人、董事、監事又は総経理等高級管理職の就任が禁止されると規定されています。

注3 http://news.xinhuanet.com/legal/2010-05/17/c_12109714.htm を参照。

注4 <http://news.hexun.com/2013-09-10/157872650.html> を参照。



習近平体制発足後の中国における商

Q 第18回中国共産党大会以後、高官の汚職取締りを強化する中国の習近平指導部が外資系企業の贈賄事件にも照準を合わせ始めました。英系製薬会社G社、仏系製薬会社S社、仏系食品会社D社など多国籍企業が前後して商業賄賂の疑いにより調査を受けています。商業賄賂に対する指導部の強い姿勢の表れとみられ、現地の日系企業も神経をとがらせています。そこで、他社の事例から、中国において事業展開する際に潜む賄賂に係るリスク、リスクマネジメントについて注意すべき点を教えてもらえないでしょうか？

A 1 商業賄賂の取締り強化の背景及び原因

背景には昨年秋に発足した習総書記ら現指導部が汚職の取締りを強めていることがあります。官員の綱紀肅正を促す面が強かった一方、企業活動に対しても不正を許さない姿勢を見せ始めました。

今回政府が商業賄賂の取締りを強化するのは、商業賄賂が市場の自由競争に及ぼす影響を抑制するほか、現指導部の発足以来、取締りを受けた案件はいずれも現在の中国の経済改革において改革がなかなか進まない重要な分野（国有企業改革、医療体制改革）に集中しており、現指導部は反腐敗キャンペーンの展開を通じて、改革を推進する狙いもあると考えています。つまり、今後長期間にわたって中国政府の反腐敗攻勢は推進されていくと考えられます。

また、中国におけるスマートフォンとインターネットの普及に伴い、インターネット利用者によるミニブログでの様々な汚職の暴露が政府の反腐敗を後押ししています。英系G社事件、元国家発展改革委員会副主任・国家エネルギー局長劉鉄男氏の賄賂事件など、いずれもミニブログを通じて公開され、それを受けて捜査が実施されています。

法律面からいえば、現在商業賄賂の関連規定は改正されていませんが、取締りの手法が多様化し、執行力が強められていることから、各企業は、商業賄賂の潜在的な法的リスクが増えることを現時点で認識すべきであり、相応の対応策を講じることも必要であると考えられます。

2 中国における商業賄賂の定義及び基準

商業賄賂の規制については、主に、「不正競争防止法」（以下「不競法」という）及びその補足説明である「商業賄賂行為禁止に関する暫定規定」（以下「暫定規定」という）、「刑法」及びその補足説明である「商業賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」、「公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に係る規定（二）」及び「人民検察院が直接受理し立件捜査する案件の立件基準に係る規定（試行）」（以下「起訴基準」と総称する）といった各種法令等に定めがあります。

中国における「商業賄賂」の概念は、非常に広く、「暫定規定」の第2条において、「商業賄賂とは、事業者が、商品を販売

又は購入するために、財物あるいはその他の手段で、相手方単位（組織）あるいは個人に贈賄を行う行為を指す」と定義されています。「財物」とは、現金と物品を指し、経営者が商品を販売あるいは購入するため、販促費、宣伝費、賛助（協賛）費、研究開発費、労務費、コンサル費、コミッションなどの名目で、あるいは各種の費用の精算という方法で、相手単位（組織）あるいは個人に財物を渡すことをいい、「その他の手段」とは国内外の各種名目の旅行や視察の費用を負担するなど財物以外の利益を提供する手段をいいます。

商業賄賂犯罪と相互間の贈答との間の境界線をどのように区分するかについて、現在、最高人民検察院及び公安部が商業賄賂に係る相応の刑事責任追及に関する起訴基準のみを公布しましたが、行政責任の基準はまだあまり明確でなく、当局の裁量に相当程度委ねられています。

3 商業賄賂行為の法的責任

日本では株式会社における取締役等の役員を除き、公務員や、みなし公務員が関与する贈賄のみが処罰の対象とされていますが、中国では公務員が関与しない、民間企業や従業員間の贈賄についても処罰の対象とされており、中国の商業賄賂の処罰は広範囲に及びます。更に、典型的な贈賄で想起される金品の供与・收受に限らず、法令の定める要件に該当した場合には、リベートや値引き、あるいは二重帳簿の記載などが贈賄につながるものとして認定されるおそれがあります。

つまり、中国商業賄賂は民事責任、行政責任と刑事責任に関連しています。「不競法」第20条で民事責任を規定していますが、民事損害の立証が非常に困難であるため、商業賄賂に対する民事訴訟はまれです。したがって、現実的な商業賄賂行為の法的責任は、主に行政責任と刑事責任とに大別されています。

(1) 商業賄賂行為の行政責任

商業賄賂行為の行政責任について、「不競法」第22条及「暫定規定」第9条によると、商業賄賂行為の処罰について、情状と金額により、犯罪を構成しない場合、工商局が1万元以上20万元以下の罰金を科し、違法所得を没収することができます。また、「薬品管理法」、「建築法」、「入札法」及び「政府調達法」など法令にもそれぞれこれに対応する行政責任が

情報クリップ

2013年12月

■ 11/24-12/5 第13回中国大学生「走近日企・感受日本」訪日団の受入れ協力

北京の中国日本商会、中日友好協会が派遣した第13回中国大学生「走近日企・感受日本」訪日団一行31人が来日し、当協会は受入れに協力した。一行はパナソニック、三菱電機、伊藤忠商事などの日本企業や同志社大学を訪問後、5日午後には帰国した。



■ 12/2-4 水博覧会

当協会は、「2013中国水博覧会・中国国際膜と水処理技術及び装備博覧会」にブースを出展。(詳細は本号 TOPICS を参照)

■ 12/4-6 湖北黄石市省エネ環境プロジェクト形成のため訪中

黄石市の湖沼浄化対策をはじめとする省エネ・環境改善プロジェクトへの日本企業の参入のため、今年3回目となる現地訪問を行った。市政府関係部門との協議、磁湖下水処理場汚泥処理場・仙島湖周辺の開発状況の視察、個別情報交換を実施。これらの活動に参加した企業をメンバーとして24日「日中経済協会 黄石市省エネ環境等発展協力協議会」を立ち上げた。

■ 12/9-15 中国共産党青年幹部代表団が来日

経済産業省と中国共産党中央対外連絡部(中連部)との定期交流事業により、中国共産党中連部二局・趙世通局長を団長とする中国共産党青年幹部代表団12人が当協会の受入れにより来日した。一行は、東京、仙台、大阪を訪問し、日本経済の現状と見通し、省エネ・新エネ・環境保護分野の取り組み、日本の過剰生産能力を解決した経験および方法、震災復興状況などについて、意見交換や現場視察を行った。



東北福祉大学内のマイクログリッドを視察

■ 12/11 欽州市産業パーク管理委員会副主任一行が来会

11日、在日中国大使館商務処のご紹介により丁元龍・欽州市産業パーク管理委員会副主任、肖瀟・欽州市外事僑務弁公室主任ほかが来会し、関理事が応対した。

シンガポールとの協力による蘇州工業園区、天津生態城に続く第三の外国との協力パークとして、欽州市産業パークは中国とマレーシアの協力により設立された。12年4月の開園式には、温家宝首相とマレーシアのナジブ首相が参加している。

総計画面積は55平方キロ、計画人口は50万人を予定し、第一期15平方キロの一部が着工を始めているとの紹介があった。

■ 12/12 淮安市商務局長一行が来会

孫健局長一行4人が来会し、淮安市の経済発展の現状と今後の展望について意見交換を実施。同市の塩城経済技術開発区では2014年6月に日系企業の入居を専門とする「日本工業団地」が完成予定。人件費・土地価格が安価であることや中国においても規制が強化されている「メッキ集中加工センター」等産業移転地としての優位性について強調し、引き続き日本企業との協力関係深化の方針が示された。

JC NDA NEWS

2013年12月の日中東北開発協会の活動から

■ 12/20 大連保稅区管理委員会・陳副主任一行が来会

20日、大連保稅区管理委員会・陳玉石副主任一行3人が来会、中村事務局長他が対応した。席上、大連保稅区自動車産業界管理委員会の盧主任から大連自動車産業界に関して紹介があった。同区は南北2つに分かれており、南区は大連大瀾湾に面しており、計画面積7平方キロで東風日産工場(SUV等初期計画年産15万~20万台)が建設中である。北区は南区から北へ約15キロの所に位置し、計画面積39平方キロで自動車部品メーカー等約20社が進出中である。

J+C ECONOMIC JOURNAL

2014年3月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

中国サービス産業振興

編集後記

中国を訪れたことがある人なら、蛇口から出る水の異臭を感じた経験があるだろう。中国では、水道水をそのまま飲む人はまずいない。都市部ではミネラルウォーターを使用することが多いが、農村部では煮沸することもあれば井戸水を使うこともある。いずれにしても、安心して水を飲める環境が整っていない。PM2.5とならび、中国では水対策も急を要する重要な課題である。4月号では、「中国水ビジネスの課題と可能性」を特集する予定だ。(M)

*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申し込みになれます。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

*年間購読料 9,600円 (送料共)

日中経協ジャーナル

2014年2月号(通巻第241号)平成26年1月25日発行

発行人 十川美香

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル8階

TEL. 03-5511-2511 FAX. 03-5511-2519

大阪 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル

ディング2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2013

デザイン・印刷 株式会社リプロ TEL. 03-5472-7385

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 800円(送料共) ISBN: 978-4-88880-201-7 C2033

DATA ROOM

中国・日中の主要経済指標

本表は、2014年1月20日の中国国家统计局発表を中心に、2013年の主要経済指標（速報値）をとりまとめたものです。データが更新された場合は、当会ウェブサイト（<http://www.jc-web.or.jp/>）に反映します。

項目	単位	2010年	2011年	2012年	2013年 1～3月	2013年 1～6月	2013年 1～9月	2013年
国内総生産（GDP）名目額	億元	401,513	473,104	519,470	118,855	248,009	386,762	568,845
〃 実質成長率（前年比）	%	10.4	9.3	7.7	7.7	7.6	7.7	7.7
四半期 GDP 実質成長率（前期比） ^(注1)	%				1.6	1.7	2.2	
1人当たり GDP	元	30,015	35,198	38,449				
〃 実質成長率（前年比）	%	9.9	8.8	7.2				
食糧生産量	億トン	5.4648	5.7121	5.8957				6.0194
工業生産額（付加価値ベース）	億元	160,722	188,470	199,860				
〃 前年比	%	12.1	10.4	7.9				
うち一定規模以上の工業企業（前年比） ^(注2)	%	15.7	13.9	10.0	9.5	9.3	9.6	9.7
固定資産投資額 ^(注3)	億元	278,122	311,485	374,676	58,092	181,318	309,208	436,528
〃 前年比（名目）	%	23.8	23.8	20.3	20.9	20.1	20.2	19.6
不動産開発投資額	億元	48,259	61,797	71,804	13,133	36,828	61,120	86,013
〃 前年比（名目）	%	33.2	28.1	16.2	20.2	20.3	19.7	19.8
社会消費財小売総額 ^(注4)	億元	156,998	183,919	210,307	55,451	110,764	168,817	234,380
〃 前年比（名目）	%	18.3	17.1	14.3	12.4	12.7	12.9	13.1
消費者物価指数（CPI）	%	3.3	5.4	2.6	2.4	2.4	2.5	2.6
工業品出荷価格指数（PPI）	%	5.5	6.0	-1.7	-1.7	-2.2	-2.1	-1.9
都市部1人当たり可処分所得	元	19,109	21,810	24,565	7,427	13,649	20,169	26,955
〃 実質伸び率	%	7.8	8.4	9.6	6.7	6.5	6.8	7.0
農民1人当たり純収入 ^(注5)	元	5,919	6,977	7,917	2,871	4,817	7,627	8,896
〃 実質伸び率	%	10.9	11.4	10.7	9.3	9.2	9.6	9.3
中国の貿易総額（中国海関統計）	億ドル	29,727.6	36,420.6	38,667.7	9,753.8	19,970.6	30,601.5	41,603.1
〃 前年比	%	34.7	22.5	6.2	13.5	8.6	7.7	7.6
中国の輸出額	億ドル	15,779.3	18,986.0	20,489.4	5,086.9	10,525.9	16,146.9	22,100.2
〃 前年比	%	31.3	20.3	7.9	18.3	10.4	8.0	7.9
中国の輸入額	億ドル	13,948.3	17,434.6	18,178.3	4,666.9	9,444.7	14,454.6	19,502.9
〃 前年比	%	38.7	24.9	4.3	8.6	6.7	7.3	7.3
中国の輸出入収支	億ドル	1,831.0	1,551.4	2,311.1	420.0	1,081.2	1,692.3	2,597.3
中国の対日貿易総額（中国海関統計）	億ドル	2,977.7	3,428.9	3,294.6	708.7	1,469.2	2,290.8	3,125.5
〃 前年比	%	30.2	15.1	-3.9	-10.7	-9.3	-7.9	-5.1
中国の対日輸出額	億ドル	1,210.6	1,483.0	1,516.5	349.1	708.1	1,093.1	1,502.8
〃 前年比	%	23.7	22.5	2.3	-3.6	-3.8	-2.8	-0.9
中国の対日輸入額	億ドル	1,767.1	1,945.9	1,778.1	359.6	761.2	1,197.7	1,622.8
〃 前年比	%	35.0	10.1	-8.6	-16.6	-13.8	-12.1	-8.7
中国の対日輸出入収支	億ドル	-556.5	-462.9	-261.6	-10.4	-53.1	-104.6	-120.0
世界の対中直接投資契約件数（中国商務部統計） ^(注6)	件	27,406	27,712	24,925	4,822	10,630	16,351	22,773
〃 前年比	%	16.9	1.1	-10.1	-10.4	-9.2	-9.3	-8.6
世界の対中直接投資実行額	億ドル	1,057.4	1,160.1	1,117.2	299.1	619.8	886.1	1,175.9
〃 前年比	%	17.4	9.7	-3.7	1.4	4.9	6.2	5.3
日本の対中直接投資契約件数（中国商務部統計）	件	1,762	1,859	1,579	256	508	753	
〃 前年比	%	38.2	5.5	-15.1	-42.7	-41.7	-41.1	
日本の対中直接投資実行額	億ドル	40.8	63.3	73.5	22.9	46.9	59.3	70.6
〃 前年比	%	-0.5	55.0	16.2	11.8	14.4	5.6	-4.3
中央財政収支	億元	-8,000	-6,500	-5,500				
マネーサプライ（M ₂ ） ^(注7)	億元	725,852	851,591	974,149	1,035,858	1,054,404	1,077,379	1,106,509
〃 前年比	%	19.7	13.6	13.8	15.7	14.0	14.2	13.6
外貨準備	億ドル	28,473.4	31,811.5	33,115.9	34,426.5	34,966.9	36,626.6	38,200.0
対外債務残高	億ドル	5,489.4	6,950.0	7,369.9	7,649.7	7,719.5	8,229.2	
対ドルレート	元/US\$	6.7695	6.4588	6.3125	6.2689	6.1787	6.1480	6.0969
日本の対中貿易総額 （財務省貿易統計・ジェトロ換算）	億ドル	3,018.9	3,449.5	3,337.0	725.1	1,472.7	2,271.6	
〃 前年比	%	30.0	14.3	-3.3	-11.7	-10.8	-9.1	
日本の対中輸出額	億ドル	1,490.9	1,614.7	1,446.9	296.8	614.3	947.0	
〃 前年比	%	36.0	8.3	-10.4	-18.9	-16.7	-14.6	
日本の対中輸入額	億ドル	1,528.0	1,834.9	1,890.2	428.3	858.4	1,324.6	
〃 前年比	%	24.7	20.1	3.0	-5.9	-6.1	-4.7	
日本の対中輸出入収支	億ドル	-37.1	-220.2	-443.3	-131.5	-244.1	-377.6	
日本の対中直接投資額 （財務省国際収支状況・ジェトロ換算）	億ドル	72.5	126.5	134.8	26.3	50.6	65.0	
〃 前年比	%	5.1	74.4	6.6	-23.1	-29.4	-36.6	

(注1) 四半期 GDP 実質成長率は、1～3月では第1四半期、1～6月では第2四半期、1～9月では第3四半期についての前期比を示す。
(注2) 2007～10年は年間売上500万元以上、11年からは年間売上2000万元以上の工業企業を指す。
(注3) 2011年からは不動産投資・農村個人投資を除き、固定資産投資の対象を50万元以上から500万元以上に引き上げた。
(注4) 個人の住宅購入を含まない。
(注5) 1～3月、1～6月、1～9月では「農民1人当たり現金収入」。
(注6) 対中直接投資は金融分野（銀行・証券・保険）を含まない。
(注7) マネーサプライ、外貨準備、対外債務残高は期末数。対ドルレートは年間平均数（2013年は期末数）、四半期は期末数。
(出所) 中国国家统计局、中国海関総署、商務部、中国人民銀行、国家外為管理局、ジェトロ発表等から日中経済協会が作成。



日本最大の中国山東省繊維・日用品・文化製品専門展示会

第16回中国山東省輸出商品展示商談会は、展示面積5,000㎡、出展社数200社余り、繊維アパレル、日用雑貨及び文化製品を中心に1,500種類を展示いたします。また、日本市場向けに開発された新素材、新製品を多数展示する予定です。



第16回 山東省輸出商品展示商談会



主催：一般社団法人日中経済貿易センター
共催：大阪商工会議所
会場：マイドームおおさか
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号

会期：2014年3月25日（火）～27日（木）
10：00～18：00
最終日のみ10：00～16：00

ホームファブリック

各種タオル、バスタオル、ベッド用品、カーテン、カーペット、キルトシート、シーツ、刺繍、レース、バスローブ、ホテル・病院用テキスタイル、のれん、靴、糸、各種生地など

アパレル

上着、ズボン、Tシャツ、ニットアパレル、布帛アパレル、スーツ、カジュアルウェア、シャツ、スポーツウェア、セーター、子供服、冬着、スキーウェア、野球ユニフォーム、デニムウェア、インナー、パジャマ、帽子、マフラー、スカーフ、靴下など

日用品

草・柳編み製品、ガラス製品、木製家具、各種布鞆、ケース、キッチン用品、ホームインテリア、家庭用品、日用陶磁品、包装製品、ロープ、プラスチック製品、各種袋、網、収納用品など

文化製品

油絵、宣紙、筆、青銅工芸品、書道篆刻作品、中国画、瑠璃製品、挿屏、凧、楽器、貼り絵、額縁、印鑑、アニメ、切り紙、陶芸、彫刻篆刻品、装飾品、出版物、ゲームなど

入場無料

www.shandongfair.cn

問合せ：一般社団法人日中経済貿易センター（担当 曲）
TEL:06-4704-2511 FAX:06-4704-2512



大阪市営地下鉄堺筋線・中央線の「堺町本町」駅の12番出口から徒歩6分
大阪市営地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅の4番出口から徒歩7分